

令和5年（2023年）7月11日（火曜日）

第 4 号

令和5年第2回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第4号

令和5年(2023年)7月11日(火曜日)

出席委員

委員長

佐藤 禎 洋 君

副委員長

鈴木 一 磨 君

黒田 栄 継 君

藤井 辰 吉 君

瀧上 綾 子 君

檜垣 尚 子 君

桐木 茂 雄 君

畠山 みのり 君

白川 祥 二 君

真下 紀 子 君

荒当 聖 吾 君

中司 哲 雄 君

藤沢 澄 雄 君

出席説明員

教 育 長 倉 本 博 史 君

教 育 部 長
兼 教 育 職 員 監 北 村 英 則 君

学 校 教 育 監 山 本 純 史 君

総務政策局長 伊 賀 治 康 君

生涯学習推進局長 村 上 由 佳 君

学校教育局長 川 端 香 代 子 君

道立学校配置・制度
担 当 局 長 齊 藤 順 二 君

指 導 担 当 局 長 山 城 宏 一 君

特別支援教育
担 当 局 長 堀 籠 康 行 君生徒指導・学校安全
担 当 局 長 伊 藤 伸 一 君

ICT教育推進局長 相 川 芳 久 君

教 職 員 局 長 谷 垣 朗 君

総 務 課 長 岡 内 誠 君

施 設 課 長 金 田 敦 史 君

教育政策課長 荒 川 裕 美 君

社会教育課長
兼生涯学習推進
セ ン タ ー 所 長 伊 藤 直 人 君高校教育課長
兼ICT教育推進
担 当 課 長
(高 校 教 育) 相 馬 利 幸 君道立学校配置・制度
担 当 課 長 手 塚 和 貴 君義務教育課長
兼幼児教育推進
セ ン タ ー 長
兼ICT教育推進
担 当 課 長
(義 務 教 育) 遠 藤 直 俊 君学力向上推進課長兼
ICT教育推進課長 高 橋 宏 明 君特別支援教育課長
兼ICT教育推進
担 当 課 長
(特 別 支 援 教 育) 大 畑 明 美 君

健康・体育課長 今 村 隆 之 君

生徒指導・学校安全
課 長 大 槻 直 広 君

部活動改革推進課長 田 口 範 人 君

教 職 員 課 長 立 花 博 史 君

働き方改革担当課長 中 嶋 英 樹 君

議会事務局職員出席者	同	甲斐友規君
議事課主幹 三上健治君	同	馬場貴史君
議事課主査 青柳和彦君	同	杉崎正君
同 福井宏次君	同	澤田真一君

午前10時1分開議

○佐藤禎洋委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔青柳主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、水間健太議員の委員辞任を許可し、中司哲雄議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

畠山みのり 委員

荒当聖吾 委員

であります。

○佐藤禎洋委員長 それでは、議案第1号及び第3号ないし第6号を一括議題といたします。

1. 教育委員会所管審査

○佐藤禎洋委員長 これより教育委員会所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

黒田栄継君。

○黒田栄継委員 おはようございます。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

学校における教育活動に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症について、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されました。

これまで、約3年余りの間、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中でも、児童生徒の学びを止めることなく学校教育活動と感染症対策の両立が図られてきましたが、不登校児童生徒数の増加や児童生徒の体力の低下など、児童生徒の学習や心身に一定の影響が生じているとの指摘もされています。

そこで、新型コロナウイルス感染症についての現在の状況と今後の対応について数点お伺いいたします。

まず、5類移行により、現在、学校での感染症対策はどのように講じられているのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 健康・体育課長今村隆之君。

○今村健康・体育課長 学校での感染症対策についてでございますが、5月8日からの新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、国の衛生管理マニュアルが改定され、従来のように、感染症対策を一律に講じるのではなく、時々々の感染状況に応じて対策を講じていくことが重要と示されたところでありまして、各学校では、現在、平時の対策として、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生やせきエチケットの指導などが引き続き行われております。

なお、地域や学校において感染が流行する場合などには、活動場面に応じて、近距離、対面、大声での発声や会話を控える、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保するなどの感染症対策を一時的に講じながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくこととしております。

○黒田栄継委員 今後、地域や学校で感染が流行する場合、必要な対策を講ずることとなりますが、感染流行期に入ったかどうかをそれぞれの学校単独で判断するのは難しいと思われま

す。道教委としてどのように対応していくのか、お伺いいたします。

○今村健康・体育課長 感染流行時の考え方についてであります。国の衛生管理マニュアルでは、各学校において時々々の感染状況に応じた対策を適切に講じるため、学校の設置者が衛生主管部局と連携して地域の感染状況を把握することが重要とされております。

このため、道教委では、道保健福祉部と連携し、地域において流行期と判断できる情報を得た場合には、速やかに該当の市町村教育委員会及び学校に対して通知することを想定しており、引き続き、関係部局と緊密に連携するとともに、臨時休業の実施状況を把握しながら必要な対応を行ってまいります。

○黒田栄継委員 実際に5類に移行されてから約2か月が経過しました。既に特段の制限がない中で、多くの学校での運動会、体育祭も開催されているようですが、例えば、函館市では、コロナ見直し後の需要増のため、運転手不足でバスの確保ができずに、水泳授業が中止となったとの報道もありました。

いわゆる平常時の学校運営に円滑に移行できているのか、移行後の学校の状況についてお伺いいたします。

○今村健康・体育課長 5類移行後の学校の状況についてであります。道教委では、マスクの着用を含めた学校の感染症対策の状況等について、学校訪問等の機会を活用しながら実態の把握に努めてまいりました。その結果、現在、多くの学校において、基本的な感染症対策を行いながら教育活動を行っている、運動会や修学旅行などの学校行事を円滑に実施している、児童生徒のマスクの着用率が徐々に低くなってきているなどの状況が見られる一方、児童生徒がマスクを外すことに恥ずかしさを感じているケースもあることから、教員側が、マスクの着脱は自由であるという雰囲気づくりに努めているという状況もございまして、道教委としては、引き続き、各学校の実情を把握しながら、必要な指導助言に努めてまいります。

○黒田栄継委員 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中であっても、各学校では、感染

【第2分科会 7月11日 第4号】

対策を講じながら学校行事等の教育活動を実施してきたと承知しています。これまで慣例的に行われてきた学校での様々な取組を見直す機会にもなっているというふうに承知しております。

今後の学校行事の在り方について、道教委としてはどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 学校行事などの在り方についてであります。学校教育は、学校ならではの児童生徒同士の関わり合いや教師と児童生徒との関わり合いなどを基盤として実施されるものであり、児童生徒が多様な他者と交わる活動や多様な体験活動を通じて、人間関係の形成や社会性の育成など、自己実現に向けた機会を確保することが必要でございます。

このため、道教委といたしましては、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、それぞれの教育的意義を改めて捉え直した上で、児童生徒の資質、能力の育成に真に必要な活動を中心にその在り方を検討いたしますとともに、GIGAスクール構想の下で生み出されてきた多様な教育実践の工夫を取り入れることにより、言わば新しい学びの在り方へと進化を図っていくことが重要であると認識しております。

○黒田栄継委員 GIGAスクール構想によって1人1台端末の整備が進みました。臨時休業等に伴うオンラインの学習の実施など、学校においてデジタル化が大変進んでいるという状況にあります。

今後、情報化社会の進展を踏まえ、さらなる進化を図っていくことが必要と考えますが、道教委としては、教育環境におけるデジタル化をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 学力向上推進課長兼ICT教育推進課長高橋宏明君。

○高橋学力向上推進課長兼ICT教育推進課長 教育環境のデジタル化についてであります。GIGAスクール構想によって1人1台端末の整備が急速に進むなど、児童生徒の教育環境におけるデジタル化が大きく進展し、こうしたICT環境を積極的に活用して、コロナ禍以前の学校や教室とは大きく異なる姿で、デジタル技術の良さを生かした多様な教育活動が日々の実践の中で生み出されております。

道教委では、全ての教員がICTを取り入れた授業改善により、児童生徒に効果的な指導を行うことができるよう、道教委のICT活用ポータルサイトの情報を随時更新し、コロナ禍において蓄積された学習コンテンツや優れた事例の発信、効果的な活用につながる校内研修の実施などを促進するとともに、学校における働き方改革にも資するよう、教育環境のデジタル化をより一層進めてまいります。

○黒田栄継委員 コロナ禍において本道の子どもたちの心身にも様々な影響が指摘されており、今後新たな変異株が発生した場合など、感染症流行の局面が変わった際も、教育活動が後退することのないよう対応することが重要と考えます。

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応について、単にコロナ以前に戻すのではなく、オンライン学習等のプラスの点も評価しながら振り返り、今後の教育活動に生かしていくことが

必要であるというふうに考えますが、今後の取組について教育長にお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 今後の取組についてであります。3年余りにわたりますコロナ禍により、一斉臨時休業やクラスターによる臨時休業、運動会や修学旅行などの各種行事の延期や中止などによりまして子どもたちの教育活動にも大きな影響が生じました。

一方で、休業期間中の学びの保障に向けて、国のGIGAスクール構想が前倒しをされ、結果といたしまして、学校のICT環境の早期整備が実現をし、オンライン学習の普及拡大などにつながったものと考えております。

道教委といたしましては、今後、この間における新型コロナウイルス感染症対策を振り返りつつ、どのような状況においても子どもたちの健康を守り、学びを継続することができるよう、知事部局と緊密に連携をすることはもとより、医師や大学教授などの有識者をはじめ、市町村教育委員会や校長会、PTAなどと連携をし、御意見を伺いながら、今後起こり得る新興感染症等も含め、感染症対策への備えや学びの保障に向けた取組を進めてまいります。

○黒田栄継委員 ただいま、これまでの蓄積した様々なメリットも今後反映していくということではあります。オンラインのメリットだけではなくて、子どもたちが生きていく力というものを育てるためには、どうしても人とのつながりをしっかりと経験させていかななくてはいけない。

先ほども体験型の取組をしっかりとしていくのだという答弁もありましたが、そういった様々な経験を子どもたちに与えていけるよう、オンラインのいいところ、また、それで弊害が出るところをしっかりと分析した上で、オンラインだけではなく、体験型の授業等もしっかりと取り入れながら進んでいていただきたいということを御指摘申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

続いて、いじめの問題の対応についてであります。

いじめ防止対策法が制定されて、先月で10年がたちました。いじめの早期発見、早期対応が進んだ一方、依然として重大事態は後を絶ちません。

そうした中、道と道教委が3月に改定したいじめ防止基本方針に基づく取組が始まった矢先、先月9日、道教委が実施しているいじめアンケート調査において、道立学校2校で、アンケートの回答内容を、一定期間、当該校の在校生や保護者などが閲覧可能となっていた事案が発生したとの報道があったところです。

そこで、いじめ問題の対応について伺います。

まず初めに、道教委が実施しているいじめアンケート調査というものはどのようなものか、アンケートの対象や内容、実施方法についてお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 生徒指導・学校安全課長大槻直広君。

○大槻生徒指導・学校安全課長 いじめアンケートについてであります。各学校におけるいじめ問題の実態把握やいじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組の充実を目的として、札幌市を除く公立学校の児童生徒を対象に、年2回、アンケート調査を実施しており、今回の調

【第2分科会 7月11日 第4号】

査は令和5年度の第1回目で、対象児童生徒はおよそ29万人でありました。

アンケートの内容は、今年4月から今日までに嫌な思いをしたことがあるか、友人が嫌な思いをしているのを見たり聞いたりしたことがあるかなどの5問の質問と2問の関連質問に加え、様々な悩みや困り事を訴えることができるよう、自由記述欄を設けております。

また、実施方法は、児童生徒が質問用紙に記入する方法とウェブ上のグーグルフォームに1人1台端末から入力する方法の2通りがあり、どの方法とするかは学校において選択することになっております。

○黒田栄継委員 先ほど申し上げました当該2校での事案について、どのような経緯で発生したのか、お伺いいたします。また、こうした事案が起きたことに対する道教委の受け止めについて、併せてお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 生徒指導・学校安全担当局長伊藤伸一君。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 経緯等についてであります。今回の事案が発生した2校のうち、1校は、学校が管理するグーグルフォームにおいて、管理者となっている特定の教員のみが有する編集権限を、保護者がアクセスできるよう誤って許可設定していたため、当該校の生徒及び保護者であれば、他の生徒の回答内容を閲覧できる状態になっておりました。

他の1校は、道教委が管理するサンプルのグーグルフォームのアドレスを、生徒に対し、学校が管理するグーグルフォームの回答用アドレスとして誤って伝えていたため、他校を含む各学校の管理権限者であれば、生徒の回答内容を閲覧できる状態になっておりました。

いじめアンケートは、自分の回答内容が他人に見られないという安心を前提として成り立っているものでございまして、道教委のマニュアルの記載内容にも改善すべき点があったことを含め、このような事案が発生したことを重く受け止めております。

○黒田栄継委員 いじめに関するアンケートには、児童生徒がいじめを受けて悩んでいることを先生に伝える場合、また、いじめられている友達を見て、いじめを止めたいとの思いで先生に伝える場合があると考えます。

今御答弁にもありましたように、やはり、安心してしっかりと答えられる環境は重要であり、この信頼関係に基づいてこういったことが生きてくるというふうに思います。

このように、児童生徒が自らしっかりとSOSを発信できる、そういった体制をつくっていくというのは非常に重要なことではありますが、今回のような事態が起きてしまえば、今後、この取組自体がいろいろ考えさせられる状況になるというふうに思います。

道教委は、今回の事案を受けて、再発防止にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 再発防止についてであります。今回の事案はグーグルフォームを用いる方法において発生いたしましたことから、道教委といたしましては、アンケートを1人1台端末から回答する方法について、学校での設定を確実にを行うための設定マニュアルの見直し、管理職を含め複数名で設定を確認するチェックリストの整備、学校での運用上の相談に

対応できる窓口の設置など、10月から開始する本年度2回目のアンケート実施に向けまして対策を講じてまいります。

また、このいじめアンケートは、実施要領上、原則、無記名としていることや、年2回実施することで児童生徒のSOSをキャッチしやすいよう工夫しているところではありますが、こうした事案が発生したことから、今後は、全ての学校において児童生徒が安心してアンケートに回答できるよう、実施方法や回答内容の管理方法などを児童生徒や保護者に丁寧に説明するなど、アンケートの実施要領についても見直してまいります。

○黒田栄継委員 やはり、物事に絶対というのはなかなか難しいところではありますが、こういうデリケートな部分については絶対であってほしいなというふうに思いますし、そのようにしなくてはいけないのかなと思います。今後もしっかりと信頼関係の構築に向けて取り組んでいただきたいということを御指摘申し上げたいと思います。

それでは、女子中学生に対するいじめの重大事態が発生した旭川市では、再発防止に向けて、先月末、市独自のいじめ防止対策推進条例を制定したとのことですが、道教委はどのようにこのことを受け止めているのか、お伺いいたします。

○山本学校教育監 旭川市のいじめ防止対策推進条例についてであります。旭川市においては、いじめ防止対策推進法に基づく対応を徹底し、これまでの対策を抜本的に改めるため、先般、新たに条例を制定し、市や市立学校、保護者の責務のほか、いじめを受けた児童生徒等の支援等や市長による勧告等について示されたものと承知しております。

道教委では、いじめ問題への対応については、教育委員会と首長部局が、いじめ防止対策推進法はもとより、学校教育法などの関係法令に基づいてそれぞれの役割と法令上の権限について認識を共有し、緊密な連携の下、適切に対応することが重要と考えており、こうした考え方を踏まえて対策を講じていく必要があると受け止めております。

○黒田栄継委員 道と道教委では、いじめ問題の現状と課題を踏まえ、一層の危機感を持っていじめ問題に取り組むため、本年3月に、組織的対応の徹底やいじめ見逃しゼロなどを重点として、いじめ防止基本方針を改定したと承知しております。

いじめに対する認識の徹底はもとより、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充や緊急支援チームの活用などが求められますが、道教委は、いじめ問題に対してどのように実効性のある取組を進めていくのか、お伺いいたします。

○倉本教育長 いじめ問題への対応についてであります。道教委では、本年3月に道のいじめ防止基本方針を改定いたしまして、それに基づく行動計画として新たに、北海道いじめの防止等に向けた取組プランを策定した上で、各市町村教育委員会や学校に周知したところであり、このプランを基に、学校が早期から適切かつ組織的な対応ができるよう、昨年10月に周知いたしましたいじめ対応支援ツールを活用した、いじめ見逃しゼロの取組の徹底を指導助言してまいります。

また、学校だけでは解決が困難な事案については、アウトリーチ型の支援として、指導主事と

【第2分科会 7月11日 第4号】

弁護士、臨床心理士などで構成する緊急支援チームを学校に派遣するなど、道教委として積極的に関わり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて実効性ある対策を進めてまいります。

○黒田栄継委員 では、次の質問に移ります。

送迎バスの安全確保についてであります。

昨年、静岡県認定こども園で、園児が通園バスに置き去りにされたことにより死亡するという痛ましい事故が発生したことを受け、国では、今年4月から施設の設置者に安全装置の設置を義務づけた上で、1年間の経過措置を導入しております。

この間、国では、昨年10月、「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を策定し、令和4年度の第2次補正で安全装置の装備等の予算が措置され、道においても昨年の第4回定例会で関連予算が措置されています。

国の調査によると、今年6月末時点で、全国の送迎バスを運行している幼稚園や保育所、認定こども園、特別支援学校などで安全装置を設置済みの施設、事業所は、完了予定を含めて約55%で、道内でも約50%にとどまっているとのことでした。

道内の公立幼稚園、特別支援学校での送迎バスへの安全装置設置状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○大槻生徒指導・学校安全課長 安全装置の装備状況についてであります。国では、送迎用バスに対する安全装置の装備状況について、各公立幼稚園及び特別支援学校等における本年5月15日時点の状況の調査、取りまとめを行っており、送迎バスを運行している公立幼稚園及び幼稚園型認定こども園は9園、運行台数は15台で、そのうち、6月末までに安全装置を装備完了または装備完了予定と回答した園は4園、6台であります。

また、送迎バスを運行している道立特別支援学校は19校で、運行台数は68台であり、道教委では、6月末までに全校で装備完了予定と回答したところではありますが、現在、装備に向けて事業者等と調整中であります。

○黒田栄継委員 設置の義務づけ対象ではありませんが、公立の小中学校の送迎バスについても導入に向けた予算措置がされております。

現在の設置状況について、併せて伺います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 公立小中学校の状況についてであります。令和4年度に、道の「こどもの安心・安全対策緊急支援事業」を活用し、送迎用バスへの安全装置を装備した市町村は、本年3月末時点で1町、運行台数は4台であります。

また、本年度、この事業の活用を予定している市町村数、バス台数は、45市町村、250台であり、本年度末までに安全装置が装備される予定であります。

○黒田栄継委員 現状をお伺いいたしました。

道内では、未設置の幼稚園や公立小中学校も相当数見られるということではありますが、その要因について道教委としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

また、特別支援学校については、6月末までの装備を予定していたものの、現在、未設置ということでありますが、その理由についてもお伺いいたします。

○大槻生徒指導・学校安全課長 安全装置の設置状況についてであります。幼稚園については、未設置の市町村からは、送迎バスを毎日使用しているため、夏休みに取付けを予定している、安全装置の納品に時間を要しているなどといった理由であると聞いております。

また、小中学校については、装備が義務化されていないことから、各市町村において検討段階にあるものと考えております。

特別支援学校については、道教委において事業者と契約を行うこととなりますが、各学校では送迎バスを毎日使用していることから、装置の取付けを行う事業者との調整に時間を要しており、夏期休業中には取付けを終える予定としております。

○黒田栄継委員 毎日使うバスですので、そういった調整がなかなか難しいということは理解するところでありますが、これから本格的な夏を迎えます。熱中症のリスクも高まることから、早急な設置が求められるというふうに思います。

今後、送迎バスの安全装置の早期の導入が図られるよう、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○山本学校教育監 安全装置の導入に向けた取組についてであります。道教委では、安全装置の早期の導入に向け、市町村教育委員会に対し、道のこどもの安心・安全対策緊急支援事業の追加募集を行っているところでございます。

また、特別支援学校につきましては、可能な限り早期に装備できるよう、契約締結に向けて事業者との調整を進めてまいります。

安全装置が装備されるまでの間においては、運転席に子どもの見落とし防止チェックシートの備付けや、車体後方に子どもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなどの代替措置を徹底し、子どもの安全確保の対策に万全を期すよう指導助言してまいります。

○黒田栄継委員 今ありましたように、安全装置を早急につけるのが重要ではありますが、様々な事情によってなかなかすぐにはできないと。大事なのは、その間、どういった対応をするかということで、今、様々な対応をしていくのだという御答弁であったかなというふうに思います。

今まで道内でこういう事故があったわけではなく、そういうようなことは、きちっと注意さえしていれば起きないだろうと、そんな認識の人も多いのかなというふうに思います。ただ、事故というのは、本当にそういったまさかというような状況で起きることが常であります。もう少ししっかりとあそこを注意しておけばというようなことを後で後悔しても、事故に遭ってしまった本人の人生、その家族、また、そういった対応をする関係者全ての人生に関わってくる大きな出来事になってしまいます。

まさかというようなことにもこういった予算措置がされているという現実も踏まえて、しっかりと今後も対応していただきたいということを御指摘申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

【第2分科会 7月11日 第4号】

先月の文教委員会に報告されました、仮称・北海道学校教育情報化推進計画についてであります。

本計画は、学校教育の情報化の推進に関する法律に基づいて文部科学大臣が定める学校教育情報化推進計画を基本に、本道における学校教育の情報化の推進に関する施策について定めるものでありますが、本道の子どもたちがICT環境を最大限に活用して、学習指導要領が求める情報活用能力の育成や主体的、対話的で深い学びを実現させる上で大変重要なものであると考えます。

本計画の策定の考え方などについて、数点お伺いいたします。

初めに、道教委といたしましては、今後の学校教育の情報化推進の方向性を示す本計画をどのような考え方で策定していくのか、お伺いいたします。

○高橋学力向上推進課長兼ICT教育推進課長 策定の考え方についてであります。令和元年6月施行の学校教育の情報化の推進に関する法律では、国が別に示す学校教育情報化推進計画を基本に、都道府県において計画を定めることが努力規定として盛り込まれており、昨年12月に国の計画が示されたところでございます。

これを受け、本道における学校教育の情報化に関する施策を推進し、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的、対話的で深い学びの実現を図るため、計画を策定することといたしました。

○黒田栄継委員 計画素案には、国の計画を基本に、具体的な指標やその目標値が設定されています。

計画を推進する上で目標を明示することは重要だと考えますが、この指標や目標値はどのような考え方で設定したのか、お伺いいたします。

○高橋学力向上推進課長兼ICT教育推進課長 指標等の考え方についてであります。計画素案では、ICTを活用して自分に合った学習ができる高校生の割合、1人1台端末を活用した授業がほぼ毎日行われた学校の割合、ICTを活用した校務効率化に取り組む学校の割合など、14の指標を設け、それぞれに目標値を設定しております。

都道府県の計画は、法律上、国の学校教育情報化推進計画を基本として策定することとされていることから、国の計画において設定された指標と同様のものを用い、目標値は本道の状況を踏まえて設定したほか、本年3月に策定した北海道教育推進計画の学校教育の情報化に関する指標も全て取り入れることとし、目標を設定したところでございます。

○黒田栄継委員 素案では、北海道が重点的に推進する方針として、小学校から高等学校までの12年間を見通した児童生徒の学習の基盤となる資質、能力の育成が掲げられています。

学習指導要領でも、ICTを活用して情報活用能力を育成することが求められていますが、児童生徒の資質、能力の育成のため、道教委としてはどのような考え方で、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

ICTの活用に当たっては、情報化社会の危険性と対処法など、情報モラルについても子ども

自身と保護者が正しく理解することが必要です。このことについてもどのように取り組んでいくのか、併せて伺います。

○佐藤禎洋委員長 ICT教育推進局長相川芳久君。

○相川ICT教育推進局長 児童生徒の資質、能力の育成についてであります。教科指導等において、ICTを適切に活用し、学習への興味、関心を高めることや、障がいのある子どもなどの特性に合わせた支援を行うなどして、ICTをこれまでの実践と組み合わせて有効に活用しながら教育の質を向上させることが必要です。

このため、各学校種段階において身につけさせるべき情報活用能力の一覧を各学校に示し、効果的なICTの活用を指導計画に位置づけるよう促すとともに、小中、中高の学校種間で円滑な接続を図り、小学校から高等学校までの12年間を見通した情報活用能力の育成を図ることとしています。

また、情報化社会の危険性とその対処法など、情報技術等の特性の理解に基づく情報モラルを子どもたち自身と保護者などが正しく認識し、子どもたちにICT端末の適切な扱い方や使用のルールを指導するとともに、保護者等とも共通理解を図る必要があることから、児童生徒や保護者等を対象とした情報モラルに関する指導資料の作成、周知や、国のe-ネットキャラバンの活用を促進するなどして、情報モラル教育の充実を図ってまいります。

○黒田栄継委員 先ほどの答弁にもありました個別最適な学びと協働的な学び、一見すると相反するような内容をしっかりと結びつけながら、子どもたちの生きる力に結びついていく取組になっていくことを強く望みたいというふうに思います。

教員の指導能力についても、ICTに関しては課題も非常に多いのかなというふうに思います。

情報活用能力を育成するためには、指導に当たる教員のICT活用指導力の一層の向上が欠かせませんが、地域や学校によって、また、学校の内部によっても差があるというような指摘もあります。

教員のICT活用指導力の向上については素案の中でも位置づけられておりますが、今後、道教委ではどのような目標を設定し、その達成に向けてどのような取組を行っていくのか、伺います。

○相川ICT教育推進局長 教員のICT活用指導力の向上についてであります。学習指導要領が求める主体的、対話的で深い学びの実現に向け、教科等の指導において効果的にICTを活用することができるよう、教員のICT活用指導力の一層の向上が求められております。

本道におけるICTを活用して指導することができる教員の割合は、令和3年度時点で、全国上位10県の平均を100%とした場合、91.1%であるため、令和9年度までに100%とすることを目標値として設定したところです。

道教委としては、目標の達成に向け、各種研究会や学校訪問等における指導助言の充実や教員のニーズに応じたICT活用研修の実施、校内研修等で活用できる動画資料の提供などの取組を

推進し、教員のICT活用指導力の向上を図ってまいります。

○黒田栄継委員 現場の教員の皆さんも非常に大変な思いをされているということもあるのかなというふうに思います。しっかりと現場の声も聞きながら、そういった取組を進めていただきたいという中で、教員がICT活用指導力を向上させ、児童生徒の学びの質を高める授業を進める上で、ICT活用や管理に関する日常的なサポートや児童生徒への技術的なアドバイスを行う外部人材であるICT支援員を効果的に配置し、教員の負担軽減を図る必要があるというふうに考えます。

先月の文教委員会では、我が会派の同僚議員の質問に対して、道立学校のICT支援員は配置できていない状況であり、支援の在り方を検討するとの答弁がありましたが、積極的に検討を進め、速やかに改善すべきだというふうに考えます。

ICT支援員配置に向け、道教委はどのように対応していくのか、お伺いいたします。

○山本学校教育監 ICT支援員についてでございますが、各学校においてICTを活用しながら児童生徒の学びの質を高める授業を行うためには、ICT活用や管理などの日常的なサポートを担うICT支援員の効果的な活用を通じ、教員の負担軽減を図る必要がございます。

一方で、道立学校においては、本道の広域性を踏まえ、ヘルプデスクを設置して支援を行うとともに、道教委職員が直接学校に出向いて問題解決を図っているところでございます。

各学校からは、ICT活用に関する専門的スキルを有する人材の配置について要望がありますことから、道教委では、今後も、国に対し、ICT支援員の配置に関する財政措置のさらなる充実について、全国都道府県教育委員会連合会とも連携して強く要望いたしますとともに、学校訪問等を通じて、ICT活用の現状や課題等を確認した上で、ICTの技能や知見を有する外部人材による道立学校への支援について検討してまいります。

○黒田栄継委員 続いて、生成AIについての質問をさせていただきます。

7月4日付で、文科省から各都道府県等に対して、学校における生成AIの活用に関するガイドラインが通知されたと聞いております。

その主な内容はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 義務教育課長兼幼児教育推進センター長遠藤直俊君。

○遠藤義務教育課長兼幼児教育推進センター長 生成AIの活用に関するガイドラインについてでございますが、文部科学省では、先般、対話型の文章生成AIについて、学校関係者が現時点での活用の適否を判断する際の参考資料として、「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を公表しました。

ガイドラインの内容は、生成AIの教育利用の方向性として、生成AIの活用の適否に関する暫定的な考え方や情報活用能力の育成強化など、その他の重要な留意点として、個人情報、プライバシーに関する情報の保護や著作権保護など、さらに、各学校で生成AIを利用する際のチェックリストなどで構成されております。

また、ガイドラインの位置づけとして、学校における生成AIの活用について、一律に禁止や

義務づけを行う性質のものではないとも示されております。

○黒田栄継委員 さきの代表質問において、生成A Iの利活用について、それぞれの教員が生成A Iの特性について理解を深め、適切に教育活動に生かすことができるよう指導助言してまいるとの答弁をいただきましたが、国からのガイドラインが示されたことを踏まえ、教員の理解の促進に向け、道教委ではどのような取組を行うのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 学校教育局長川端香代子君。

○川端学校教育局長 今後の対応についてであります。ガイドラインにおいては、生成A Iの教育利用に当たっては、学校が子どもの発達の段階や実態を踏まえ、教育活動の目的を達成する観点で効果的か否かを判断すべきであり、こうした判断を適切に行うためには、生成A Iの性質や、メリット、デメリットを含め、教員の側にも一定のA Iリテラシーが必要とされております。

このため、道教委では、長期休業中の課題等に係る考え方も示されたガイドラインを各学校に周知したほか、今般公表されたガイドラインの作成に関わった有識者を講師に招き、道教委や市町村の指導主事を対象とした研修会を開催し、生成A Iを含めたI C Tの学校での利活用に関する助言を得ることとしておりまして、それを踏まえて、学校訪問や研修等で情報提供や助言を行うとともに、今後、国が事例を提供するとしておりますことから、そうした情報を含めて、教員が生成A Iの特性等について理解を深め、適切に教育活動に生かすことができるよう指導助言してまいります。

○黒田栄継委員 しっかりとこの点について各教員が共有できるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

北海道学校教育情報化推進計画についてお伺いしてまいりました。本道の子どもたちが未来において様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り開いていくため、この計画に掲げる政策を積極的に推進し、本道の子どもたちの資質、能力の育成を一層進めることが求められます。

今後、本道の学校教育の情報化の推進に向け、道教委としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○倉本教育長 学校教育の情報化の推進に関しまして、今後の取組についてであります。人口減少社会やS o c i e t y 5.0の到来など、社会が大きく変化をする中、子どもたちが様々な困難を乗り越え、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長していくことができるよう、教育環境の充実に努めることが重要でございます。

そのため、道教委では、小学校から高等学校までの12年間を見通した児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るとともに、広域分散型の本道の特徴を踏まえまして、これからの学校教育を支える基盤的ツールであるI C Tをより一層活用し、どの地域に住んでいても質の高い教育を受けることができるよう、学校や保護者の皆様、地域、企業等との連携の下、学校教育情報化推進計画に掲げる施策を積極的に進めることにより、教員のI C T活用指導力の向上とI C Tを活用するための環境整備を進め、子どもたちの多様な学びを支える教育環境の充実に努め

てまいります。

○黒田栄継委員 子どもたちの多様な学びを支える教育環境の充実の実現にも非常に有効な取組になるというふうに私自身も思っておりますので、この部分について、計画を含めてしっかりと取り組んでいただきたいということを御指摘させていただきまして、次の質問に移ります。

教員の確保の問題についてであります。

昨今、教師不足が全国的に課題となっています。本道でも、多くの学校で欠員が生じていると聞いております。道教委では、これまで様々な取組を行ってきていると承知しておりますが、欠員の現状や教員確保に向けた取組について、数点お伺いいたします。

昨年度及び本年度当初の道内の公立学校における教員の欠員状況はどのようになっているのか、直近の状況と併せてお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 教職員課長立花博史君。

○立花教職員課長 欠員の状況についてでございますが、道内の札幌市を除く公立学校における教員の欠員数は、昨年4月当初は、小学校31人、中学校16人、高等学校6人、特別支援学校7人で、合計60人となっております。

また、本年4月当初は、小学校46人、中学校23人、高等学校17人、特別支援学校9人で、合計95人でありまして、6月時点では、小学校36人、中学校21人、高等学校16人、特別支援学校7人で、合計80人となっております。

○黒田栄継委員 かなりの数の欠員があるということです。少し改善はしてきていますが、やはり、まだまだ多いという中で、5月には、町村教育委員会連合会から教育長に対して、教員確保に向けた緊急要望が行われたと聞いております。

こうした欠員が生じている原因についてはどのように考えているのか、また、現時点でも相当数の欠員が生じているこの状況をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

年度当初の大切な時期に欠員が生じていることによって、教育活動への影響が懸念されます。各学校ではどのように対応しているのか、今後の解消に向けた取組と併せてお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 教職員局長谷垣朗君。

○谷垣教職員局長 欠員の原因などについてでございますが、近年、教員志願者の減少が続いておりまして、休職や産休、育休などに伴う代替教員の配置など、教員の補充が必要であるにもかかわらず、その確保ができないことで欠員が生じております。

欠員は、他の教員の業務負担の増につながるものであり、また、子どもと向き合う時間が減少するなど、教育活動への影響も及ぼしかねない、早急に改善すべき課題であると認識しております。

欠員が生じている学校におきましては、教育活動に支障が生じないよう、他の教職員が分担しながら、授業や校務分掌などの業務を補完しているところがございますが、道教委といたしましては、これまで、ホームページのほか、就職情報誌や求人情報サイトへの掲載などによる教員募集の周知のほか、市町村や大学等の協力も得ながら、潜在的な人材発掘の取組を進めてきており

まして、引き続き、様々な媒体の活用や関係機関などとの連携を図りながら、欠員の解消に努めてまいります。

○黒田栄継委員 しっかりとその辺りのことは取り組んでいらっしゃるという中で、今後、まだまだその取組を充実させていただきたいというふうに思います。

欠員を生じさせないためには、教員採用選考検査で必要な登録者を確保していくということが大切だと思いますが、教員採用選考検査の受検者数、登録者数、さらに登録辞退者について、過去3年間の推移を伺います。

○立花教職員課長 教員採用選考検査の実施状況についてでございますが、直近3年間におきましては、各学校種を合わせまして、令和2年度は、受検者3226名に対し、登録者は1099名、辞退者は257名、3年度は、受検者2926名に対し、登録者は1092名、辞退者は238名、4年度は、受検者2708名に対し、登録者は1300名、辞退者は339名となっております。

○黒田栄継委員 登録を辞退される方が相当数に上っているというような答弁がありました。その主な理由と道教委の対応についてお伺いいたします。

○立花教職員課長 採用辞退者についてでございますが、道教委が採用登録となった者に対して行っている採用に向けての意向調査によりますと、他都府県の教員となることや道内の自治体職員となることなどを理由に、本道の教員となることを辞退する者が多くなっております。

道教委では、できる限り辞退者が生じないように、これまで、登録者の業務に対する不安や懸念を払拭するため、教員の仕事の流れや採用前までに準備しておくべきことなどを伝えるオンデマンド形式の採用前ガイダンスを実施しております。

また、登録者から採用前に寄せられた質問などをQ&Aとしてまとめまして、ホームページに掲載しているほか、全ての登録者に対し、教育長からのメッセージを伝えるなど、本道の教員となる意欲を高めるための取組を進めてきております。

○黒田栄継委員 辞退者の減少に向けての取組ということも理解いたしました。

受検者自体が減少してきている中で、道教委は、これまで受検者増や登録者の確保に向け、どのような取組をしてきたのか、お伺いいたします。

○立花教職員課長 教員の人材確保に向けた取組についてでございますが、教員採用選考検査の受検者が減少している中、優秀な教員を安定的に確保していくためにも、受検者の確保は喫緊の課題でありますことから、道教委では、早い段階から、本道の教職の魅力を伝え、教員志願者の裾野を広げるため、道教育大や市町村などと連携し、高校生を対象とした教員養成セミナーや小中学校におけるインターンシップ、大学生を対象とした道内の僻地小規模校における草の根教育実習などを行ってきているところでございます。

また、道外も含めた検査会場の増設や第1次検査が免除となる特別選考の対象者の拡大、さらには、登録者の発表日を早める取組など、教員志願者にとってより受検しやすいものとなるよう、教員採用選考検査について見直しを重ね、受検者確保に向けた様々な取組を進めてきております。

○黒田栄継委員 様々な取組をされているということを理解いたしました。

道教委では、教員を目指す高校生を対象に、教員の仕事への理解や意欲を高める取組として、教育大学と連携した「みらいの教員育成プログラム」の導入を始めているということです。

昨年度の実績と今年度の取組についてお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 高校教育課長相馬利幸君。

○相馬高校教育課長 教員育成のプログラムについてであります。道教委では、北海道教育大学と連携し、将来、教員になることを希望する生徒が、高校生段階から教員の仕事を理解し、教員になるための素養や意欲を高めることを目的として、昨年度から「みらいの教員育成プログラム」を開始いたしました。

昨年度は、このプログラムで道央圏の拠点校と位置づけた札幌北陵高校の2年生を対象に、学校設定教科「教員基礎」を設置し、小学校での実習や大学教員による講義などを実施したところであり、参加した生徒31名へのアンケートでは、教員が考えたり行動したりしていることを深く知ることができた、自分の理想の教員像を考えることができた、教職をより身近に感じることができ、教員になりたいと思ったなどの意見が寄せられ、教職への意識づけに効果があったものと受け止めております。

本年度は、プログラムの実施校を道央圏で1校から6校に拡大するとともに、道北圏では旭川北高校を、道東圏では釧路江南高校を拠点校として位置づけ、事業規模を拡充して実施することとしております。

○黒田栄継委員 本年度は実施を拡大していくということです。

各産業においても本当に人材不足という中で、こういった取組が非常に充実し、教員の確保に向けた取組が積極的に進んでいくということは非常によいことだと思いますので、こういったものに今後もぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

さきに、文部科学省は、教員の確保に向けた採用選考試験の在り方について、教育関係者による協議会の議論を踏まえ、早期化、複数回実施などについて方向性の提示を出しています。

この中では、令和6年度の採用選考に向けて、実施時期の前倒しや複数回実施の検討を求めています。道教委としてはどのように対応するお考えなのか、お伺いいたします。

○谷垣教職員局長 選考検査の前倒しなどについてでございますが、全国的に教員採用選考検査の受検者が減少する中、文部科学省の主催により、各都道府県、指定都市教育委員会や教員養成大学などの関係者による会議が設置され、教員志願者の増に向けた教員採用選考の改善について議論が行われてきたところでございます。このたび、文部科学省からは、来年度の第1次選考の実施日について、6月16日を目安として、できるだけ前倒しを検討することや、複数回実施についても取組を進めるべきといった方向性が提示されました。

道教委といたしましては、今回の提示内容も踏まえまして、選考検査を共通で実施しております札幌市教育委員会とも協議いたしますとともに、教員養成大学との意見交換などを通じて、教員志願者のニーズや実情を把握しながら、教員採用選考検査のさらなる改善を検討するなど、受

検者の一層の確保に努めてまいります。

○黒田栄継委員 今お話しいただいたことは、教員確保に向けて非常に有効に働く可能性もある部分ですので、しっかりとした検討を続けていただきたいというふうに思います。

教員志望者の減少の背景には、教員の長時間にわたる時間外勤務など、勤務環境などが大きな要因になっているというふうに言われており、先ほどの文部科学省の方向性の提示の中でも触れられています。こうした状況を改善していくためにも、学校における働き方改革の促進がますます重要と考えております。

我が会派の代表質問では、教育長から、働き方改革などを通じ、子どもと向き合う時間、校務の時間の確保などの環境整備を進めるとの答弁がありました。道内の公立学校における働き方改革の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 働き方改革担当課長中嶋英樹君。

○中嶋働き方改革担当課長 学校における働き方改革についてであります。道教委では、働き方改革「北海道アクション・プラン」に沿って具体的な取組を進めてきており、今年度までを取り組み期間とする第2期アクション・プランでは、在校等時間の客観的な計測記録と公表やICTを積極的に活用した業務等の推進、部活動休養日等の設定などを重点的な取組に位置づけ、各学校での実施を促してきました。

昨年度までに、在校等時間の計測記録や部活動休養日等の設定は全ての学校で実施されるなど、各種の取組が着実に定着してきている一方で、昨年度、道立高校では、勤務時間を超えて教育活動に関する業務を行った時間、いわゆる時間外在校等時間が、目標とする月45時間を超える教員の割合が5割近くに達する月もあるなど、依然として長時間勤務の教員も多く、さらに取組を推進していく必要があると考えています。

○黒田栄継委員 今年度は、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、どのような考え方で重点的に取組を進めていくお考えなのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 働き方改革に関する今後の取組についてであります。これまで、学校現場からは、行事の見直しなど様々な取組が業務の負担軽減につながったなどの報告がある一方で、教頭や各校務分掌の主任など、一部の職員に業務が偏っているといった声も聞かれるほか、学校によって長時間勤務となっている職員の割合に大きな差も見られるところであります。

近年、教員の確保が課題となる中、長時間勤務の状況を改善し、その意欲と能力を最大限に発揮できる職場環境を整備していくことは、将来にわたって安心して教員を確保していくためにもますます重要でありまして、道教委といたしましては、今後、働き方改革の推進指定校などにおける実践的、効果的な取組を各学校に広く普及させるとともに、教員の勤務の実態を改めて把握した上で、これまでの取組の効果や課題について分析し、業務のさらなる精選など、より実効のある取組を進め、学校における働き方改革を推進してまいります。

○黒田栄継委員 教員の確保に向けた様々な取組の成果を検証し、さらに改善、充実していくこ

【第2分科会 7月11日 第4号】

とが必要であります。

質の高い教員を確保し、欠員を生じさせることのないよう、道教委としては今後どのように取り組んでいくのか、改めて伺いたします。

○倉本教育長 教員の確保に向けた今後の取組についてであります。子どもたちの豊かな学びを保障していく上で、その直接の担い手となる優秀な教員を確保することは何よりも重要であります。

道教委では、これまで、市町村や大学などの協力も得ながら、欠員の解消と教員志願者の確保に向け、様々な手だてを講じてまいりました。

これまでの取組により、教員採用選考検査においては、道外からの受検者に増加傾向が見られる一方で、本道の教員になることを辞退する方が増加するなど、新たな課題も生じてきております。

道教委といたしましては、こうしたこれまでの取組の効果や課題などを検証しながら、新たな対策の検討など、実効性ある取組の推進に努めるとともに、教員を志す者にとって、学校がより魅力のある職場となるよう、働き方改革の取組をさらに加速するなど、教員の確保に全力で取り組んでまいります。

○黒田栄継委員 学校の教員というのは、非常に魅力的な仕事だというふうに思っています。

私も、実は、教員に憧れて教育学部を出ています。自分のたくさんの仲間も教員を続けて充実した毎日を送っています。

多くの課題があるというのが現実ではあると思うのですが、現場の魅力というものもしっかりと伝えながら、多くの方が教員を改めて目指せるような環境、現場でしっかりと教員が確保されている環境、これが子どもたちの教育の充実につながっていくのだろうというふうに思っておりますので、改めて、教員の確保というところに、今、非常に危機的な状況の中で御苦労されていることは承知の上ではありますが、この部分については、今後、重点課題としてしっかりと取り組んでいただきますよう御指摘申し上げたいと思います。

それでは、最後に、空調などの学校施設について伺います。

これまでの検討について伺いたします。

近年、気温が非常に高くなっております。温暖化の影響なのか、北海道でも30度、35度を超えるというような状況も続いています。道立学校施設でも、空調設備の整備が必要なのではないかという声も出ております。

こういった声も非常に大きくなってきている中、昨年の第3回定例会予算特別委員会でも同僚議員から質問があり、道教委から、手稲養護学校の普通教室全室に空調設備を整備するということとし、それをその一つのモデルとして検証する旨の答弁がございました。

その後の検討状況をお伺いたします。

○佐藤禎洋委員長 施設課長金田敦史君。

○金田施設課長 空調設備の整備の検討状況についてであります。昨年度、特別支援学校に在

籍する児童生徒の対応として、病院併設型の手稲養護学校の普通教室全室に空調設備を整備しており、今後、夏季を含めた電力使用量、稼働日数及び室温状況など、各種データの検証をする予定でございます。

○黒田栄継委員 理解いたしました。

しっかりとした検証をして、次の取組につながるようにしていただきたいというふうに思います。

道教委といたしましては、今後、道立学校施設の空調設備の整備について、先ほど申しましたように、今、温暖化が進む中、非常に暑い中で授業を受ける、そんな状況が続いていますけれども、どのような取組を行っていくのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 総務政策局長伊賀治康君。

○伊賀総務政策局長 今後の対応についてでございますが、学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であることから、熱中症の防止はもとより、安全、安心で快適な教育環境の整備は重要であると考えております。

空調設備の整備につきましては、建設費の高騰や人手不足、学校運営に支障のない工事期間の十分な確保などの課題もございますが、今後も、各学校の状況を十分把握しながら、児童生徒の健康や安全、安心が確保されるよう、国の支援策を活用しながら可能な限り設置できるよう検討を進めるとともに、空調設備設置の財政支援の拡充につきまして、北海道公立学校文教施設整備期成会とも連携して、引き続き、国に対し強く要望してまいります。

○黒田栄継委員 今、今後も国に対しての要望も含めてしっかりと取り組んでいくという旨の答弁がありました。

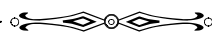
快適に勉強できれば、それにこうしたことはないのですが、そこまでいかななくても、本当に今の状況というのは命に関わるぐらい暑かったり、熱中症によつての搬送というものも多々報道されている中であります。最低限の環境をしっかりと構築していくということは重要なことかなというふうに思いますし、こういった内容の要望というのはこれまでも多々あったかなというふうに思います。

今後も、子どもたちの学習環境をしっかりと整えて、学力の向上、体力の向上、様々な課題がありますが、しっかりと道として一丸となって取り組んでいけるように改めて御要望、御指摘申し上げます。私の質問を終わります。

○佐藤禎洋委員長 黒田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩



午前11時15分開議

○佐藤禎洋委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

鈴木一磨君。

○鈴木一磨委員 それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

まず、部活動の地域移行についてです。

部活動の地域移行に関し、部活動指導員等の外部指導者の不足に悩む地域での制度設計や実効性が不明瞭です。

外部指導者がおらず、民間市場化も図られない僻地地域はどうすべきか、都市部へのタクシー送迎による部活動一元化も試行されておりますが、そうした各地のアイデアや試行、地方独自の方策などについてどのように認識し、財政的な支援などをどのように考えているのか、所見を伺います。

また、総合型地域スポーツクラブは目指す姿なのか、どの程度推奨し、どう位置づけるのか、併せてお伺いします。

○佐藤禎洋委員長 部活動改革推進課長田口範人君。

○田口部活動改革推進課長 部活動の地域移行についてであります。国のガイドラインでは、部活動の地域移行に当たっては、当該地域の実情等に照らし、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定することと示されております。

道内の市町村においては、拠点校方式による合同部活動を導入し、段階的に体制を整備するなど、各地域で検討が進められており、道教委では、各地域での取組が円滑に進むよう、先進地域の事例提供や財源確保の助言などを行うほか、指導者の配置や生徒が活動場所に移動する手段に係る財政措置について、全国都道府県教育委員会連合会と連携して国に要望してきました。

また、部活動を地域移行する際の運営団体については、国のガイドラインにおいて、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などが示されておりますが、その整備に当たっては、地域の実情に合わせて当該地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせるなどしながら検討を進める必要があると考えております。

○鈴木一磨委員 僻地地域等においては、子どもたちが自分たちで交通費等の費用負担をしながら対応している自治体もありますので、ぜひ、そういった財政的な支援も含めて考えていただきたいと思っております。

次に、平日の指導を教職員が担い、土日、祝祭日の大会や練習などを外部指導者に負託する例があります。しかし、現実的に、大会や練習の様子確認など、活動場所に顔を出さないわけにもいかず、教職員の方が平日以外にも一切関知しないということにはならない実態があります。

そうした教職員の負担軽減のための地域移行であるはずなのですが、教職員や関係者の方々から意見集約や課題把握をどのように行い、その解決や現場フォローをどのように行っているのか、状況をお伺いします。

○田口部活動改革推進課長 課題の把握等についてであります。道教委では、これまで、中学校長会や中学校体育連盟、市町村教育委員会などの代表者で構成する部活動関係者会議の開催を通じて、部活動の地域移行に向けた意見や課題を把握し、本年3月に策定した「北海道部活動の

地域移行に関する推進計画」に反映いたしました。

また、課題に対しては、各教育局にサポートチームを設置し、地域の状況などをきめ細かく把握し、必要な情報を市町村に提供するほか、地域スポーツの実践研究者や大学教授を希望する市町村に派遣する、部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣事業の実施等を通じて、地域の実情に応じた提案や助言を行うなど、各市町村や学校の取組を支援しております。

○鈴木一磨委員 一方で、実は熱意を持って部活動指導に当たりたい教職員の方々もいます。そうした教職員の方は、勤務時間外でも手弁当で部活動指導に当たり、交通費や必要な備品などを自費対応していると聞きます。

教職員が地域クラブ活動に従事する場合、兼業の許可を受けることやその場合に報酬を受けることが可能か、改めてお伺いします。

○佐藤禎洋委員長 働き方改革担当課長中嶋英樹君。

○中嶋働き方改革担当課長 教員の兼業等についてであります。教員が地域クラブ活動の指導者となることを希望する場合は、地方公務員法や教育公務員特例法の規定に基づき、サービスを監督する教育委員会の許可を得た上で、報酬を受け、兼職兼業することが可能となっています。

こうした取扱いについて、道教委では、本年2月に文部科学省などが作成した「地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関する手引き」により、市町村教育委員会や学校に周知しています。

○鈴木一磨委員 でも、実態が伴っていない場合があります。部活動の地域移行後も子どもたちの部活動に関わる教職員の方は多くて、完全に部活動から手が離れることもなく、現場対応している実態があります。課題の収集や制度の周知など、フォローアップをしっかりと行うよう指摘いたします。

次に、教育費の無償化等についてお伺いします。

まず、給食費の無償化についてです。

近年、子どもの貧困対策が社会的な問題となっています。孤独にさせることなく、発育期や成長期の健康維持のためにも栄養価のある食事を取ることが重要であり、地域住民や自治体が主体となって無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供する、いわゆる子ども食堂の開設も増えています。

一方、政府が公表した、こども未来戦略方針の素案によりますと、小中学校での給食の実施状況や地方自治体による無償化の状況について全国規模の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表することとしていますが、年間約5000億円の公費負担と併せて、給食未提供の自治体との不公平感などの課題もあり、いまだ先行きが不透明です。

子どもたちの成長を見守り、誰もが気兼ねなく安心、安全な給食をいただく環境とするためにも、給食費無償化は重要政策の一つと考えますが、道教委の見解を伺います。

○佐藤禎洋委員長 健康・体育課長今村隆之君。

○今村健康・体育課長 学校給食についてであります。現行の学校給食法では、給食費は保護

【第2分科会 7月11日 第4号】

者が負担するものと規定されておりますが、先般、国が策定した、こども未来戦略方針におきまして、学校給食費の無償化の実現に向け、自治体における給食実施状況や法制面も含めた課題の整理や検討を行うことが示されたと承知してございます。

道教委といたしましては、保護者負担の軽減を図るためにも、過日、学校給食費無償化の具体化に向けた検討を早急に進めるよう国に要望したところでございまして、今後も、国の検討状況や他都府県の動向を注視しつつ、様々な情報を各市町村教育委員会と共有するとともに、知事部局とも連携し、学校給食に係る補助制度の充実について、引き続き、国に強く要望するなど、保護者負担の軽減に向け、取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 続いて、関連して、学校給食の地産地消についてもお伺いします。

子どもたちの健康を守るとともに、食の教育の観点で、安心、安全な学校給食の提供を考えた際に、地産地消を推進すべきと考えます。しかし、道内各地では、財政難により、自校方式からセンター方式へ、直営方式から委託化へと切替えが進む中、一定の給食費収入の中で材料費の高騰などに対応しなければならず、採算性重視に伴い、トレーサビリティが軽視される懸念が生じています。

子どもたちにとって食の安全や地域農業との関わりなども重要な教育テーマと考えますが、輸送負荷軽減など、ゼロカーボンにもつながる地産地消を推進するに当たり、どのようにチェックし、指導しているのか、お伺いします。

○今村健康・体育課長 学校給食における地産地消についてであります。学校給食に地場産物を取り入れ、食に関する指導の生きた教材として活用することは、子どもたちに地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、郷土を愛する心や食への感謝の念を育むとともに、新鮮で安全な食材を確保できるなど、食育の推進や安全、安心な学校給食を提供する上で意義あるものと考えてございます。

道教委が隔年で実施をしている、学校給食における地場産物の使用状況に関する調査では、献立に使用した食品数に占める地場産物の割合は、平成29年度は45.1%、令和元年度は48.7%、令和3年度は48.2%となっており、さらなる活用の促進が必要と考えております。

このため、道教委では、引き続き、各市町村教育委員会や学校に対し、地場産物の積極的な活用を働きかけますとともに、地域の食材を活用した特色ある献立や調理の事例をはじめ、生産者等と連携協力しながら活用促進に取り組む実践事例等を広く周知するなどして、学校給食における地場産物の活用や地産地消の推進に努めてまいります。

○鈴木一磨委員 給食予算が限られている中、食材や食料品の価格高騰が続くと、今後、安価な食材を選択せざるを得ない状況となる懸念が拭えません。ただ、給食は、学校給食法に基づく食育を支える大切な時間であり、栄養価だけでなく、地産地消を守る視点からも今後もしっかりと取り組んでいただきたいことを指摘いたします。

次に、卒業アルバム代の援助について伺います。

学校給食同様、卒業アルバムなど子どもたちの記録も大切な成長の糧です。卒業アルバムも保

護者負担による希望者への有償配付の学校が多いと思われませんが、家庭の経済状況に左右されることなく、子どもたちにアルバムが提供される必要があると考えます。

就学援助制度において、卒業アルバム代等が対象費目となっておりますが、地域によっては、要保護児童生徒だけに援助が行われ、市町村が認定を行う準要保護児童生徒には、対象費目となっておらず、援助が行われていないという対応の差が生じている状況が見られます。

道内において、就学援助で卒業アルバム代を費目に設定している市町村は何か所あるのか、また、援助の対象となる児童生徒全員が制度を受けられるよう、道教委ではどのような対応をしているのか、お伺いします。

○佐藤禎洋委員長 義務教育課長兼幼児教育推進センター長遠藤直俊君。

○遠藤義務教育課長兼幼児教育推進センター長 卒業アルバム代の援助の状況等についてですが、道内において、準要保護児童生徒への就学援助対象費目に卒業アルバム代等を設定している市町村は、令和4年度の時点で129市町村でございます。

道教委では、毎年2回、市町村教育委員会に対して通知を発出し、就学援助制度の趣旨を踏まえ、対象費目の拡大や必要な予算の確保などに努めるよう継続的に働きかけているほか、市町村が十分な就学援助を行えるよう、財源措置の拡充に加え、各市町村における支援内容等が統一されるようなガイドラインを設定するよう国に要望しております。

○鈴木一磨委員 通学する市町村によって就学援助の内容や対象が異なるのはどうかと思います。やはり、援助すべき児童生徒全員に十分な就学援助が及ぶように、道教委としてもしっかりと引き続き取り組むように指摘をいたします。

次に、高校配置計画等についてお伺いします。

私の出身の北見市には、地域や学校の努力により入学希望者が増えてきた留辺蘂高校の存続問題がのしかかっており、一方で、地域校でもある常呂高校も生徒数が減少している実態にあります。

学校や病院は地域存続の要であり、子どもの数の減少と募集停止、廃校を直接的に結びつける判断基準は、地域まちづくりの未来を閉ざすことにつながります。

定住自立圏構想などと連動した高校配置計画であるべきと考えますが、所見をお伺いします。

○佐藤禎洋委員長 道立学校配置・制度担当課長手塚和貴君。

○手塚道立学校配置・制度担当課長 高校配置計画についてですが、道教委では、高校の再編整備等につきまして、これまで、主に同一市町村内に所在する高校の規模や学科などを勘案し、地域の御理解をいただくよう努めながら実施してきましたが、中学校卒業生数の減少により高校の小規模化が進み、高校が1校しかない市町村が増加する中、市町村の枠を超えた一定の圏域という視点で高校配置を検討することが必要と考えております。

このため、このたび改定した「これからの高校づくりに関する指針」におきまして、関係市町村の参画を得ながら、圏域内の高校が担うべき役割や高校の魅力化、高校配置の在り方などにつきまして協議を行い、その結果を配置計画に生かすこととしたところでありまして、具体的な圏

域につきましては、圏域全体として必要な生活機能等を確保するといった定住自立圏の枠組みをはじめ、学区内の市町村と御相談しながら設定してまいります。

○鈴木一磨委員 やはり、まちの将来と連動して、しっかりと地域の思いにも寄り添った、生活の実態に寄り添った丁寧な対応、高校配置の考え方をこれからも進めていただきたいと強く指摘いたします。

続いて、特別支援学校の校舎整備についてお伺いします。

障がいのある児童生徒の増加に伴い、近年、知的障がいの特別支援学校のニーズも増えていきます。しかし、保護者や地域の方々からは、子どもたちが増えて校舎内の狭隘化が進んでいるのに、教室の増改築などが認められないといった声も聞こえてきます。

特別支援学校における在籍者数が増えてきているにもかかわらず、校舎の整備が進んでいない状況であり、障がいのある子どもたちへの心理的、身体的な負担を考えると、速やかに対策を講じる必要があると考えますが、今後どのように特別支援学校の狭隘化対策を進めていくのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 道立学校配置・制度担当局長齊藤順二君。

○齊藤道立学校配置・制度担当局長 特別支援学校の教室不足についてでございますが、道教委では、これまで、教室不足への対応として、校舎の増築や既存施設を活用した学校の新設、通学区の見直しなどにより、必要となる普通教室は確保できておりますが、一部の学校において、そうした対応を上回るペースで児童生徒数が増加し、依然として教室不足が続いている状況にあり、早急に対応しなければならない課題と考えております。

このため、道教委では、今後の児童生徒数の推移を見極めた上で、緊急度の高い学校を優先し、整備を検討することとしており、子どもたちが安全、安心に学校生活を送り、必要な指導や支援を受けることのできる適切な教育環境を確保できるよう、教室不足の解消に取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 ただいまの答弁の中で、依然として教室不足が続いている状況だという認識があるとのことでした。その間、子どもたちは心理的、身体的な負担を相当抱えている状況になっています。やはり、整備の早期計画性と十分な予算の確保が重要だと私は思いますので、教育環境のしっかりとした整備に向けて鋭意取り組んでいただくことを指摘いたします。

続いて、不登校児童生徒への対応についてお伺いします。

昨年年第2回定例会における私の一般質問でも、教育長から、道内の令和2年度不登校児童生徒数は、小・中・高校を合わせて約9700人であり、いまだに増加傾向が見られるなど、憂慮すべき状況にあること、そして、不登校特例校に限らず、教育支援センター、フリースクール等の民間団体など、多様な場における支援が必要との答弁がありました。

スクールカウンセラーの学校派遣やオンライン相談、教育支援センターのICT活用の取組など、対応策も述べられましたが、現実的に、例えば、社会性や協調性が育まれるのか、懸念もあります。

不登校特例校も、道内には札幌星槎もみじ中学校の1校があるのみであり、各児童相談所も地域の学校も多忙を極める中、家庭事情も含めて、本当に不登校児童生徒一人一人にきめ細やかな対応ができているのか、懸念も感じます。

現場任せにすることなく、実効性ある対処方策がないのか、不登校児童生徒支援連絡協議会の取組実績などについて併せてお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 生徒指導・学校安全課長大槻直広君。

○大槻生徒指導・学校安全課長 不登校児童生徒への対応についてであります。道教委といたしましては、空き教室を活用した校内教育支援センターの開設や、1人1台端末を活用し、家庭と学校等を結ぶオンライン学習の促進など、児童生徒個々のニーズに応じた対策の推進について市町村教育委員会に継続して働きかけ、児童生徒が学びたいと思った際に、多様な学びにつながるようなことができるよう努めてまいります。

また、不登校児童生徒支援連絡協議会は、不登校児童生徒への効果的な支援等について理解を深めることを目的に毎年度2回実施しており、令和4年度は、377校、106市町村、17のフリースクール等の参加を得て、市町村の教育支援センター等の実践や全国の不登校特例校の教育課程等に関する調査研究を基にした、自己肯定感の向上への効果的な実践について理解を深めるなど、不登校児童生徒への支援の充実に向けた検討を行ってまいりました。

○鈴木一磨委員 手段としてはいろいろとありまして、通信やオンライン学習などの方法もあると思うのですが、私は、やはり、社会性とか道徳性、協調性など、大人になって生きていく上で必要な自律的思考やコミュニティー観念をいかに育てていくかが重要だと思っています。孤立させることなく、子どもたちの将来を後押しする温かい行政対応を進めるように指摘をいたします。

次に、学校環境及び学習環境の整備についてお伺いいたします。

まず、洋式トイレの整備についてです。

道立学校の校舎に関し、洋式トイレの整備率について何うとともに、今後の整備計画についてお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 施設課長金田敦史君。

○金田施設課長 洋式トイレの整備についてであります。学校トイレの洋式化については、利用しやすさから整備する必要があるとの意見がある一方で、人の座った便座の使用に抵抗を感じるとの声もあることから、学校の実情等に応じて整備を進めていくことが大切であると考えております。このため、令和3年度までに高等学校について80%以上となるよう整備を進めたところでございます。

道教委といたしましては、今後も、大規模改造工事などの際に、学校の実情等を考慮しながら学校トイレの洋式化に取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 次に、校舎のバリアフリー化についてお伺いします。

道立学校の障がい者用トイレの導入状況について伺います。あわせて、道立学校において、例

【第2分科会 7月11日 第4号】

えば、スロープや点字ブロック、ユニバーサルデザインへの配慮など、障がいのある子どもたちが快適に学校で生活できるよう、どのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

○**金田施設課長** 道立学校のバリアフリー化についてであります。道教委では、国の学校施設バリアフリー化推進指針や北海道福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえ、校舎のバリアフリー化を進めております。

身障者用トイレについては、施設上の制約があり設置が困難な1校を除く255校に整備し、玄関スロープ等による段差の解消は全ての学校で対応を完了しているほか、屋外点字ブロックについても約9割の学校に設置しております。

道教委といたしましては、今後においても、児童生徒の実情に応じて必要な改修を行うなど、全ての方が安心して利用できる施設整備に努めてまいります。

○**鈴木一磨委員** 次に、空調設備等についてお伺いいたします。

近年は、地球温暖化の影響のせいか、全国にたがわず、北海道も夏は高温になる日が多く、熱中症になる子どもたちも増えていると聞きます。子どもたちが屋外などで体調が悪くなって運ばれたり休憩する保健室には、少なくともエアコンなどの空調設備があってもよいと考えます。

道立学校の保健室の空調設備の整備率は100%であるものの、小中学校の保健室の空調設備の整備率は、自治体によって差があるものと聞いていますが、今後、道として市町村をどのように支援していく考えなのか、お伺いいたします。

○**佐藤禎洋委員長** 総務政策局長伊賀治康君。

○**伊賀総務政策局長** 道としての市町村への支援についてでございますが、冷涼とされてきた道内におきましても、近年、特に厳しい暑さが続く地域もあり、暑さ等により学校内で体調を崩された方への対応をする保健室の環境を向上させることが重要なことから、道教委では、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、全ての道立学校の保健室に換気機能付きの空調設備を設置したところでございます。

安全、安心な教育環境を提供するためには、保健室などへの空調の設備について検討が必要と考えておまして、市町村も含めた学校における空調設備への財政支援につきまして、道内全ての市町村で構成する北海道公立学校文教施設整備期成会とも連携をして、引き続き、国に対し強く要望してまいります。

○**鈴木一磨委員** 関連して、保健室の衛生管理についてお伺いします。

保健室には横臥するベッドが置かれておりますけれども、学校によっては、布団やシーツのクリーニングの予算が年1回分しかなく、職員が家に持ち帰って手洗いしている実態があると聞きます。

少なくとも、夏はシーツに汗が染み込み、ダニやカビの発生源にもなるため、十分な衛生予算の確保なども含めて、どのような対策を講じるべきか、所見を伺います。

また、アレルギー体質の児童生徒も増えており、体の抵抗力などを考え合わせると、皮膚炎などの衛生医療問題につながる懸念も生じます。

児童生徒の健康を保持、増進し、健康で快適な学習環境を維持するためにも、学校環境衛生の管理がどうあるべきか、併せて所見を伺います。

○今村健康・体育課長 保健室の衛生管理についてでございますが、学校におきましては、学校保健安全法及び同施行規則に基づき、児童生徒等の心身の健康の保持、増進を図るため、換気や採光、照明、保温などについて、毎年度、定期に検査を行うほか、日常的な点検により、環境衛生の維持改善を図る必要がございます。

また、保健室につきましては、学校環境衛生管理マニュアルにおきまして、寝具は定期的に乾燥を行うことや、布団カバーやシーツをかけ、使用頻度等を考慮し、適切に交換することとされております。

道教委といたしましては、引き続き、学校や市町村教育委員会に対し、会議や学校訪問等の機会を通じて、保健室等における適切な環境衛生の維持改善を図るよう指導してまいります。

○鈴木一磨委員 実は、道立学校でも、保健室の布団については学期ごとに1回のクリーニングの予算しかないのですよ。それで、シーツ類についても担当教諭が、適宜、洗濯機で洗っている実態があるとのこと。当然、担当教諭が多忙な時期は、洗濯の頻度も下がってしまうのです。

新型コロナ感染対策での校内消毒もそうですが、学校衛生の対策と予算をしっかりと確保して、快適な学習環境と安全性の維持向上に真摯に努めるよう指摘いたします。

次に、ゼロカーボン北海道の取組についてお伺いします。

道立学校施設の照明のLED化が進んでいると聞きますが、LED照明への切替え進捗率についてお伺いします。

また、例えば、暖房や空調設備更新時の省エネ機器導入や、ごみ排出量、水使用量の削減など、ゼロカーボン北海道の実現に向けた施設管理をどのように行っているのか、お伺いします。

あわせて、ゼロカーボン北海道は、道民や事業者の意識啓発が重要ですが、学校生活や授業の中でどのように取り入れて普及啓発に努めているのか、お伺いします。

○佐藤禎洋委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 ゼロカーボン実現に向けた取組についてであります。これまで、脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境等の実現に向けて、大規模改造、長寿命化改修等を通じ、道立学校施設の照明LED化を進めており、令和4年6月時点で、道立学校の照明器具数に占めるLEDの割合は21.6%となっております。

また、道立学校では、空調設備の更新時に省エネ機器の導入について配慮しているほか、必要な箇所のみ照明、両面コピーの徹底、資料の簡素化、共有化など、学校の実情に応じ、様々な取組を実施しています。

道教委といたしましては、子どもたちが地球環境について理解を深め、環境を守るための行動を取ることができるよう、よりよい環境づくりを目指す態度を育てていくことが重要と考えており、各学校に対し、関係機関と連携して、資源の有効利用や自然環境の保全、科学技術の利用の

在り方などについて学ぶことができる学習プログラムを提供するとともに、SDGsの17の目標と関連づけて編成しました教育課程の成果普及の取組を進めるなど、ゼロカーボン北海道の実現に貢献してまいります。

○鈴木一磨委員 次に、学習環境の整備についてお伺いします。

学習用タブレットについて、小中学校では児童生徒全てに無償貸与されておりますが、道内の公立高校は、原則、自費購入です。高校入学時は、教科書や学用品、制服などの出費に重ねて、タブレット端末やカバー、充電器などの指定周辺機器、そして、家庭内Wi-Fi環境など、相当の負担額となります。

保護者負担を軽減するため、高校の学習用タブレットの無償貸与などをさらに検討すべきと考えますが、所見をお伺いします。

○佐藤禎洋委員長 ICT教育推進局長相川芳久君。

○相川ICT教育推進局長 高校の学習用端末についてであります。道教委では、個人が所有し使用する教科書や電子辞書等の教材に係る経費は、これまでも保護者の方々の御理解を得ながら私費負担としてきており、端末についてもこれらの教材と同様に私費負担を基本としておりますが、端末の購入に当たり、様々な事情により、その用意が困難な生徒に対し、本年度は、5月1日現在で約2100台を貸与するなど、きめ細かな対応を行っています。

道教委としては、端末の準備に当たっては、引き続き、保護者の方々に対して丁寧に対応するとともに、生徒が端末を活用した個別最適な学びや協働的な学びを継続することができるよう、国に対し、端末整備を含めたICT環境に必要な恒久的な財源措置を今後も強く求めてまいります。

○鈴木一磨委員 あわせて、学習用タブレット搭載ソフトの更新についてもお伺いします。

自費購入したタブレットに搭載されているシステムソフトや教材ソフトも定期的に更新や入替えが必要ですが、保護者や通学者に自己負担を多く生じさせないよう学校側でも支援すべきと考えます。

ソフト更新に必要な財源確保などについて検討すべきと考えますが、所見をお伺いします。

○佐藤禎洋委員長 学力向上推進課長兼ICT教育推進課長高橋宏明君。

○高橋学力向上推進課長兼ICT教育推進課長 ソフトウェアの更新についてであります。学校の教育活動において生徒が使用するアプリケーションソフトウェアを含めた教材等については、各学校において、保護者の負担を考慮した上で選定しており、自己負担を基本としております。

一方、道教委では、全ての学校で無償で活用できる情報セキュリティが確保された教育用ソフトウェアのアカウントを全生徒に配付し、各学校に活用を促しているところであり、今後も、国に対し、ソフトウェアの更新を含むICT環境整備に必要な財源措置を講じるよう要望するほか、国の事業を活用し、費用負担の生じない汎用的なソフトウェアを用いた効果的な事例を普及するなどして、引き続き、保護者の負担軽減に努めてまいります。

○鈴木一磨委員 ソフトウェアに関しては、やはり、併せてセキュリティー管理もしっかりと行う配慮をお願いしたいと思います。

続いて、予備時数のことについてお伺いします。

国は、標準授業時数を定め、それを下回らないよう指導しています。例えば、中学校では、週29時間に35週を掛けた1015時間が標準時数ですが、各学校長が、市町村教育委員会の了承の下、例えば、吹雪や疫病などでの臨時休校分をあらかじめ想定して、予備時数として授業時数を加えることができる仕組みになっています。

しかし、新型コロナが感染拡大した際に、感染蔓延による臨時休校時数分を学校長が事前に多く想定して授業日数を増やしたにもかかわらず、コロナ明け後に授業数を減らすこともなく、教職員の負担が大きいまま年度が過ぎた実態もあると聞きます。学校長裁量とはいえ、適正な予備時数でなければ、教職員も児童生徒も、過度な授業数で振り回されてしまいます。

道教委から、市町村教委を通じて、例えば、各学校長への啓発と事例指導が必要と考えますが、所見をお伺いします。

○遠藤義務教育課長兼幼児教育推進センター長 教育課程の編成についてであります。道教委では、これまでも、各教科等の標準授業時数を形式的に確保するのではなく、児童生徒の負担が過重にならないよう配慮しながら、学習指導要領に示された各教科等の内容を確実に身につけるよう指導してまいりました。

また、本年5月には、市町村教育委員会や学校に対し、児童生徒の実態を踏まえつつ、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定する必要があること、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に認識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと、学校における働き方改革にも配慮した対応を検討することなどの留意事項や、授業時数の配当や運用の工夫例について通知してきたところでございます。

道教委といたしましては、今後も、義務教育指導監や指導主事による学校訪問等を通じて、各学校の教育課程の編成、実施が適切に行われるよう、指導助言に努めてまいります。

○鈴木一磨委員 今、学校長裁量によって予備時数の授業時間数が多過ぎてしまう場合があるという問題がございまして、それだけ教職員の負担も大きくなります。適切な授業時数となるように指導に努めていただくことを強く指摘いたします。

続いて、教職員の欠員補充についてであります。

各学校配置の教職員数が欠員のまま補充されず、業務負荷が続いている実態にあります。道内各地で人口減少や少子・高齢化が進み、教職員採用募集に対する応募も減少しており、若年層の成り手不足が大きな課題の根底にあります。特に、病気や産休、育休による長期休職者の代替未配置が深刻であります。

また、小規模校では、美術や家庭科、技術、養護など、複数科目を兼任する教員の方もいて、休暇が取得できない実態もあります。教員業務支援員や学習指導員などの制度も、業務負担軽減の一時的な効果策ではあります。任用期間もあり、抜本的解決には至っていない状況です。

学校現場へ実際に人を配置するため、人材バンクとのタイアップなど、実効ある人員補充策を早急に進める必要があります。学校教育を支えているのは人であり、教職員の欠員補充の戦略なども含めて、教育長の所見をお伺いします。

○佐藤禎洋委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 教員の欠員についてでございますが、子どもたちの豊かな学びを保障する上で、その直接の担い手である教員の確保は何よりも重要であり、欠員の解消は最優先で取り組まなければならない課題と認識をいたしております。

道教委では、これまで、ホームページをはじめ、就職情報誌、求人情報サイトへの掲載など、様々な媒体による人材の募集に加え、ハローワークを通じた募集のほか、市町村教育委員会や大学などの協力による潜在的な人材の発掘などにより、欠員の補充に努めるとともに、将来にわたって安定的に人材を確保することができるよう、教員の魅力を広く伝える取組や教員採用選考検査の改善など、教員志願者の確保に向けた取組を進めてまいりました。

道教委といたしましては、引き続き、関係機関などと連携を進め、これまでの取組の成果や課題などを検証しながら、新たな対策の検討など、より実効性ある取組を推進し、教員の確保に全力で取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 少子・高齢化や人口減少の影響で、当然、地方では多くの職種で成り手不足の課題がありますが、特に学校の先生は、子どもたちの育みにおいて大切な存在であります。

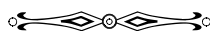
教員の仕事のやりがいや魅力のPR強化、また、労働環境や処遇の改善など、様々な手を尽くして、教員を目指す、特に若年層の方が増えるよう、戦略を持って採用対策を講じるよう強く指摘いたします。

以上で私の質問を終了いたします。

○佐藤禎洋委員長 鈴木(一)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩



午後 1 時 開議

○鈴木一磨副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

檜垣尚子君。

○檜垣尚子委員 よろしく願いいたします。

初めに、部活動の地域移行についてであります。

道教委では、昨年12月に国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、本年3月に、北海道部活動の地域移行に関する推進計画を策定し、今年度から令和7年までの3年間、公立中学校の休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の取組を重点的に行い、地域の実態等に応じて可能な限り早期の移行を目

指していると承知しています。

現在、各市町村においては、この計画を参考に具体的な検討や取組が行われていると思いますが、道教委におけるこれまでの取組や今後の対応などについて、以下、数点伺います。

まず、部活動の地域移行に関する道教委の取組についてであります。

昨年度、道内では、スポーツ庁の事業を活用した複数自治体による広域連携の取組が行われたと承知していますが、取組の成果と課題について伺うとともに、どのように全道に波及させていくのか、併せて伺います。

○鈴木一磨副委員長 部活動改革推進課長田口範人君。

○田口部活動改革推進課長 部活動の地域移行に関する自治体連携の取組についてであります。道教委では、昨年度、国の事業を活用し、道が実施自治体、名寄市、鷹栖町、比布町が実証自治体となり、地域スポーツ連携・協働再構築推進プロジェクトを実施いたしました。

この事業では、コンサドーレ札幌のバドミントンチームやバレーボールチームのヴォレアス北海道などのプロスポーツチーム、民間事業者の協力を得て、各市町の子どもたちが交流しながら様々なスポーツを体験するイベント等を実施し、各市町からは、地元のプロチームと子どもたちとのつながりや関係者間のネットワークが構築された、自治体間での連携の在り方についての検討が必要といった声が寄せられました。

道教委では、この事業の実績報告書をホームページに掲載するとともに、各種会議や研修会等の様々な機会で紹介するほか、昨年度と同様の枠組みで市町と共に事業を実施し、自治体間の連携の仕組みづくりを進めてまいります。

○檜垣尚子委員 道教委では、課題とされている地域の指導者確保に向けて、本年3月に指導者人材バンクを立ち上げています。

現在の登録者数と、管内別、種目別の状況について伺うとともに、今後、登録者拡大に向けてどう取り組むのか、併せて伺います。

○田口部活動改革推進課長 指導者人材バンクについてであります。道教委では、部活動を指導できる人材を候補者として登録し、市町村教育委員会などに情報提供することを目的として、本年3月に「ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」を設置し、6月末現在、延べ358名の方に登録いただいております。

管内別の状況としては、石狩管内が97名、渡島管内が41名のほか、4管内が20名台、5管内が10名台、3管内が10名未満となっております。

また、種目別では、吹奏楽が78名、野球が42名、サッカーが21名、合唱が20名であり、その他の42種目については20名未満の登録となっております。

道教委では、ウェブページを通じた広報に引き続き取り組むとともに、民間企業等を対象としたイベントにおける周知や、家庭教育サポート企業等との連携したPR活動など、様々な機会を通じ、登録者の拡大に向け取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 道教委では、昨年度から、地域の検討会議などに専門家を派遣する事業を行っ

ていますが、その成果と今後の取組について伺います。

○**田口部活動改革推進課長** アドバイザーの派遣についてであります。道教委では、地域における望ましい部活動の在り方や地域移行の取組を支援することを目的として、地域スポーツの実践経験者や大学教授等を希望する市町村に派遣する、部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣事業を実施しており、昨年度は19市町村に派遣いたしました。

本事業の活用後において市町村を対象に実施したアンケートでは、部活動の地域移行への理解が深まったという回答が9割を超えるなど、一定の成果があったと認識しており、本年度は、アドバイザーを増員して助言体制の強化を図るとともに、アドバイザー同士の定期的な協議により地域の実情を把握した上で、市町村への情報提供を行うなど、より一層、地域のニーズを踏まえた支援となるよう取り組んでまいります。

○**檜垣尚子委員** 各市町村では、部活動の地域移行に向けた取組が始まっていると考えますが、今年度の取組状況はどのようになっているのか、伺います。

○**田口部活動改革推進課長** 市町村の取組状況についてであります。本年6月現在、8割を超える市町村が内部検討を終了または取り組み中であり、このうち、55市町村が国の「部活動の地域移行等に向けた実証事業」等を活用し、部活動の地域移行に向けた運営団体の体制整備や学校との連絡調整を担うコーディネーターの配置、地域住民を対象にした説明会の開催などの取組を進めております。

また、登別市では、市と中学校が連携し、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ場を提供する新たな地域主体のクラブを立ち上げる取組や、小樽市では、拠点校方式による合同部活動を導入しながら段階的に体制を整備する取組など、各市町村において、地域の特色を生かし、独自の取組が進められていると承知しております。

○**檜垣尚子委員** 道教委では、先月、組織機構改正を行い、新たに部活動改革推進課を設置しましたが、どのような役割を果たしていくのか、伺います。

○**鈴木一磨副委員長** 学校教育局長川端香代子君。

○**川端学校教育局長** 部活動改革推進課の役割についてであります。道教委では、本年3月に策定した、北海道部活動の地域移行に関する推進計画に基づき、各地域において部活動の地域移行が円滑に進められるよう、新たに部活動改革推進課を設置いたしました。

部活動改革推進課は、市町村における取組状況を踏まえながら、運営団体、実施主体の整備に向けた事例の提供や助言のほか、指導者確保のための人材バンクの整備、部活動の位置づけについての理解の促進など、地域移行に向けた課題解決に取り組むこととしております。

○**檜垣尚子委員** 推進計画を効果的かつ着実に実施するためには、各市町村はもとより、道教委の関係課や各教育局のサポートチームのほか、知事部局との連携が不可欠であると考えます。

道教委は、関係部署との連携体制をどのように構築するのか、伺います。

○**川端学校教育局長** 連携体制の構築についてであります。道教委では、本庁関係課や教育局が横断的に連携しながら、部活動の地域移行に関する推進計画に基づく施策を推進するため、本

年3月に、教育庁内の学校教育、社会教育、部活動を担当する幹部職員で構成する部活動改革推進本部を設置したほか、本年4月には、部活動の地域移行に関する管内市町村への支援などを行うため、各教育局に、部活動の地域移行に係る市町村サポートチームを設置いたしました。

今後は、部活動改革推進本部会議を来月までに開催し、庁内の連携体制の下、各市町村の進捗状況の把握や対策の検討を行うとともに、知事部局のスポーツ文化担当部署とも連携するなどして、市町村の取組を支える体制の充実を図ってまいります。

○檜垣尚子委員 状況や課題は様々であると考えますが、地域によって格差が生じ、子どもたちに不平等があってはなりません。必要な財源の確保についてはしっかりと国に要望することも不可欠です。

今後、推進計画に基づき、地域の実情に応じて部活動の地域移行が円滑に行われるよう、道教委としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 今後の取組についてであります。中学校における部活動の地域移行は、地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てるという考え方の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じ、スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであります。

道教委といたしましては、部活動の地域移行に関する推進計画に基づく取組を着実に進めるため、各市町村の取組状況や課題などをきめ細かく把握し、実情に応じた提案や助言を行うとともに、全国都道府県教育委員会連合会と連携して、必要な財源措置などを国に引き続き要望するなどしながら、全ての市町村において地域移行が円滑に進むよう、関係者が一体となって取組を進めてまいります。

○檜垣尚子委員 各自治体はもちろん、民間事業者、学校など、たくさんの部署と連携を図っていかなければなりません。各教育委員会が中心となってイニシアチブを取り、進めていく必要があります。たくさんの意見や意向を反映させながらの動きになると思いますが、部活動の地域移行が速やかにスムーズに進んでいけるようお願いいたします。

次に、産業人材の育成についてです。

技術革新、産業構造の変化、グローバル化など、社会の急激な変化に伴って、専門高校で学ぶ生徒に習得が期待される資質、能力が変化しており、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人を育成していくためには、加速的な変化の最前線にある地域の産業界で直接学ぶことが求められています。

そうした中、道立の専門高校2校では、産業界などと学校が一体となって職業人材育成システムを構築するマイスター・ハイスクール事業を実施していると承知しています。

地域の持続的な成長を牽引するための人材育成に向けた、マイスター・ハイスクール事業の具体的な取組の状況等について、以下、伺います。

初めに、マイスター・ハイスクール事業は、専門高校等と産業界、地方公共団体が一体となっ

【第2分科会 7月11日 第4号】

て最先端の職業人材育成システムを構築することを目的としていると聞いていますが、どのような仕組みで行われているのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 高校教育課長相馬利幸君。

○相馬高校教育課長 マイスター・ハイスクール事業についてであります。この事業は、専門高校等と産業界、地方公共団体が一体となって最先端の職業人材育成システムを構築するとともに、専門高校等の職業人材育成に係る教育課程等の改善に資する実証的資料を得るための研究開発を行うものであります。

この事業の運営に関する意思決定や評価などは、道教委、産業界、自治体の3者で構成する管理機関が設置したマイスター・ハイスクール運営委員会でっており、指定校には、高等教育機関や産業界と連携し、取組を総括するマイスター・ハイスクールCEOや産業界の最先端の知識や技術等を生徒に指導する産業実務家教員をそれぞれ学校外から人材を得て配置しております。

○檜垣尚子委員 次に、マイスター・ハイスクール事業の指定校の取組について伺います。

まず、令和3年度から指定校となった静内農業高校では、持続可能な日高農業の担い手の育成を目指して取組が行われていると聞いていますが、これまでどのような取組が行われ、今年度はどのような取組を行うこととしているのか、伺います。

○相馬高校教育課長 静内農業高校の取組についてであります。本道において、最初の指定校である静内農業高校では、これまで、獣医師を講師とした馬の繁殖や獣医療に関する学習、農業改良普及センターと連携した日高農業に関する学習、JAしずないと連携した新規就農に関する学習、道総研と連携した鏡の製作、札幌や地元の企業と連携した商品開発やどさんこプラザでの販売などに取り組んできました。

本年度は、昨年度までの取組を継続するとともに、新たに、採草地や放牧地の土壌や飼料に関する学習や、開発した商品の内部品質の分析方法に関する学習を行うほか、科目「課題研究」で、3年生が1人1テーマで、地域農業や地域社会の発展につながる研究に取り組むなど、教育課程のさらなる改善充実を図ることとしております。

○檜垣尚子委員 次に、昨年度から指定校となった厚岸翔洋高校では、地域の未来を創るマリン・イノベーターの育成を目指して取組が行われていると聞いていますが、これまでの取組内容と今年度の取組について伺います。

○相馬高校教育課長 厚岸翔洋高校の取組についてであります。本道において2校目の指定校である厚岸翔洋高校では、昨年度、釧路水産試験場や厚岸漁協と連携したアサリ漁業における機械化、スマート化に関する学習、はこだて未来大学と連携したスマートブイの設置や厚岸港内外の水温や塩分などのモニタリングに関する学習、地域の水産製造業者等と連携した、未利用・低利用魚の活用による商品開発に関する学習などに取り組んできました。

本年度は、昨年度の取組を継続するとともに、ドローンの活用による漁場管理のスマート化や地域と連携した未利用・低利用魚の有効利用による商品化に加え、9月に厚岸町で開催される全国豊かな海づくり大会において公式弁当のメニューの一部を生徒が考案するなど、地域との協働

を通して、持続可能な未来を担う人材の育成に取り組むこととしております。

○**檜垣尚子委員** 両校のこれまでの取組によって、生徒や学校にどのような変化や成果が見られたのか、また、地域と学校との関係でどのような変化が見られたのか、伺います。

また、今後に向けての課題についても併せて伺います。

○**鈴木一磨副委員長** 指導担当局長山城宏一君。

○**山城指導担当局長** 取組の成果と課題についてであります。指定校2校が実施したアンケートの結果によると、事業の成果として、生徒の地域産業への理解が深まり、地域のために貢献したいと考え行動できた生徒や地域の産業に就職しようとする生徒の割合が増えております。

また、指定校では、馬産業やスマート水産業の分野で活躍する最先端の専門的知識や技術を有する職業人と連携するなど、これまで以上に人的ネットワークが広がり、高度化する専門的な知識や技術に対応した学びの提供を通じて、最先端の職業教育の充実を図ることができたところで

す。一方、課題としては、この事業が、静内農業高校では本年度、厚岸翔洋高校では来年度に終了となることから、これまでの取組を各高校が継続していく仕組みづくりの検討や、他の専門高校に広げていくための方策の検討が必要となっております。

○**檜垣尚子委員** 地域では人材不足が大きな課題となっており、産業界等と専門高校の連携が一層求められております。

道教委としては、これまでの成果や課題を踏まえ、今後、どのように道内の専門高校に職業人材育成の取組を普及、定着させていくのか、伺います。

○**山本学校教育監** 今後の取組についてであります。事業の実施を通じて得られた生徒の意識の変化や学習意欲の向上、学校と地域との望ましい関係の構築など、マイスター・ハイスクール事業の優れた成果を取りまとめ、静内農業高校では本年12月に、厚岸翔洋高校では来年度に実施いたします成果発表会や、事業に関する成果報告書や研究実施報告書の配付を通じて、全道の専門高校に本事業で構築した最先端の職業人材育成システムを普及啓発するなど、地域の産業界と高校が一体となって行う持続可能なカリキュラム開発を推進してまいります。

○**檜垣尚子委員** マイスター・ハイスクール事業については、生徒たちからもアンケートの中でとても前向きな感想が聞こえてきていました。特に、学校という限られた人間関係の中で人的ネットワークの広がりを実感できていたようで、とても有意義な取組だったと思います。こちらの事業は終了しますが、ぜひ、生徒たちの世界観を広げるためにも、学校と産業界をつなげてくれるようなコーディネーターの役割を果たす方を確保して、この取組を継続していただきたいと思います。

次に、地域医療を支える人づくりプロジェクト事業についてです。

本道においては、人口減少や少子・高齢化の進行に伴い、労働力人口が年々減少する中で、中長期的な視点で医療人材を継続的に確保していくため、将来の医療を担う人材の確保に取り組むことが喫緊の課題となっております。

【第2分科会 7月11日 第4号】

道では、令和6年4月から始まる次期医療計画策定に向け、医師確保対策の検討などを進めているところですが、将来を見据えた医師確保の一つとして、医学部への進学を検討する高校生への取組を推進することも重要と考えます。

こうした中、道教委では、平成20年度から、地域医療を支える人づくりプロジェクト事業を実施していると承知していますが、本事業について何点か伺います。

初めに、本事業の狙いや具体的取組などの概要について伺います。

○相馬高校教育課長 地域医療を支える人づくりプロジェクト事業についてであります。将来における本道の地域医療を支える人材を育成するため、医学部への進学を目指す地方の道立高等学校の生徒に対し、地域医療を担う使命感を育成するとともに、道内医育大学や保健福祉部等の関係機関と連携して進路希望の実現に向けた効果的な学習支援を行うものであります。

具体的な取組としましては、道立高校9校を指定校とし、医学部医学科への進学を目指す生徒に対し、きめ細かな学習支援を行うため、数学、理科、外国語等の授業で少人数指導を行う医進類型を設置するほか、医療に関する興味、関心を高めるための高校生メディカル講座や地域医療に対する理解を深めさせる地域医療体験事業、医学部進学を目指す全道の高校生が参加するメディカル・キャンプ・セミナーなど、地域医療の現状や医師という職業への理解を深める機会を提供してきたところでございます。

○檜垣尚子委員 指定校から医学部に進学する生徒数の推移はどのようになっているのか、また、本事業の成果について、道教委としてどのように受け止めているのか、併せて伺います。

○山城指導担当局長 成果についてであります。指定校9校における医学部医学科への進学者数は、本事業を開始した平成20年4月の60名に対し、本年4月は58名であり、事業実施前の4年間と事業開始後の15年間を年平均で比較すると、51.0人から59.4人に増加しております。

また、メディカル・キャンプ・セミナーにおけるアンケート調査では、参加生徒の約9割が、進路実現に向けた意欲や学力向上を図る上で大いにためになったと回答したほか、講師の先生の話の伺い、患者さんから信頼される医者になりたいと強く思うようになった、道内各地の高校生が参加していたので、グループワークなどで刺激を受けることが多く、勉強になったなどの感想があり、医師としての強い使命感や志を持つ高校生の育成に一定の成果があったと認識しております。

○檜垣尚子委員 指定を受けた医進類型指定校においては、第2学年及び第3学年の数学、理科、外国語などの授業で少人数指導を実施するため、教員を配置していると承知しています。

過去5年間の指定校への配置数の推移を伺います。

本事業を効果的に継続していくためには、少なくとも現在の教員の加配数を維持することが必要と考えますが、道教委の考え方を伺います。

○鈴木一磨副委員長 総務政策局長伊賀治康君。

○伊賀総務政策局長 教員の配置についてでございますが、道教委では、国の加配定数を活用し、数学、英語等の授業における少人数指導など、きめ細かな学習支援を行う学校に対し、国か

ら措置される加配数の範囲内で、加配による効果が期待できる学校に配置しており、医進類型指定校9校に対し、令和元年度から3年度は14名、昨年度は12名、本年度は11名の加配措置を行っているところでございます。

道教委といたしましては、今後の具体的な配置については、その時々状況を踏まえ、他への加配も含め、本道の教育環境を充実させるよう、毎年度検討することとなりますが、医学部への進学を目指す生徒の進路実現を図るため、今後も様々な支援を行うことが重要と認識しております。

このため、引き続き、医進類型指定校に必要な加配措置が行えるよう、国に対して加配措置の継続について要望してまいります。

○檜垣尚子委員 本事業を含め、地域医療を支える人材の育成は本道教育にとって重要な課題の一つと考えます。

道教委として、今後どのように取り組んでいくのか、最後に教育長に伺います。

○鈴木一磨副委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 今後の取組についてであります。本道各地域における深刻な医師不足の改善を図るためには、中長期的な視点に立ち、地域医療を支える人材を育成することが重要であり、地域医療の現状に対する理解の促進や使命感の育成など、医学部への進学を目指す生徒の進路実現に向けた効果的な学習支援が必要です。

道教委では、今後、メディカル・キャンプ・セミナーにおいて、これまで、道立高校のみとしていた参加対象を市町村立高校や私立学校まで拡大し、道内の幅広い生徒の参加を促すなど、事業の充実を図ることとしており、全道の医学部進学を目指す生徒の夢が実現し、将来の本道の医療を担う医師が1人でも多く育つよう取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 少子化の中、安定した医大進学生徒数を保っているにもかかわらず、教員の加配が減ってしまうということでは、今まで頑張ってきた指定校各校の士気も高まりません。地域医療を維持していくということは、このような地道な取組から始まっていくものと思います。それをしばませることのないよう強くお願いいたします。

次に、幼児教育と小学校教育の連携についてです。

子どもの成長にとって、幼児期に生涯にわたる学びや生活の基盤となる資質、能力を育み、その上で、小学校以降の教育活動につなげていくことが大変重要です。そのためには、幼児期の教育を質的に向上させるとともに、発達段階を見通した一貫性のある教育内容について、小学校との円滑な接続を図っていくことが大切であると考えます。

本年3月に改定された北海道幼児教育振興基本方針の中でも、幼児教育施設と小学校との連携接続の推進が主要施策の一つに位置づけられており、道教委では、6月の組織機構改正で、小学校教育を所掌する義務教育課内に幼児教育推進センターを配置し、幼小の継続的、計画的な連携接続の取組の充実を図ることとしていると伺っています。

道内市町村における幼小連携接続の状況や道教委の取組などについて、以下、伺います。

道内市町村の幼小連携接続の取組状況はどのようになっているのか、また、道教委では、現状をどのように認識しているのか、併せて伺います。

○鈴木一磨副委員長 義務教育課長兼幼児教育推進センター長遠藤直俊君。

○遠藤義務教育課長兼幼児教育推進センター長 幼小連携の状況についてであります。令和4年度に実施した幼児教育実態調査では、各市町村からの回答として、幼小の接続を見通した教育課程の編成、実施を行っているとした割合は、令和2年度の21.4%と比較し、16.3ポイント増加して37.7%でありました。また、予定や計画がない、または、検討中とした割合は、令和2年度の30.4%と比較し、15.3ポイント減少して15.1%となっており、これらのことから取組が一定程度進んだものと考えております。

一方で、年数回の授業、行事、研究会などの交流はあるものの、幼小の接続を見通した教育課程の編成、実施を行っていないとした割合は47.2%であり、令和2年度の48.3%と比較し、変化が見られないことから、教育課程の接続など、幼小連携を一層促進させる必要があると考えております。

○檜垣尚子委員 道教委では、幼小連携接続に向けて、これまでどのような取組を進めてきたのか、伺います。

○遠藤義務教育課長兼幼児教育推進センター長 幼小連携の取組についてであります。道教委では、これまで、全ての管内において、振興局、教育局、及び市町村の首長部局、教育委員会などで構成する管内幼児教育振興ネットワーク会議や、市町村の首長部局や教育委員会の職員、保育者、小学校教員等を対象とした研修会を実施し、幼小連携に向けた課題等の共有に努めるとともに、連携接続のポイントや実践事例等をまとめた「幼小連携・接続ハンドブック」を作成、配付し、広く全道に周知してきたところであります。

また、国の事業を活用し、義務教育開始前後の5歳児から小学校第1学年の2年間のかけ橋期のカリキュラム開発に向けた実践、検証を行う北海道版幼児教育スタートプログラム事業を令和4年度からえりも町で、令和5年度からは佐呂間町において実施しているところであります。

○檜垣尚子委員 接続を見通した教育課程の編成、実施をしていない市町村が半数近いなど、連携接続の取組がいまだに十分とは言えません。

こうした現状やこれまでの取組などを踏まえ、幼小連携接続に向けた課題についてどのように考えているのか、伺います。

○遠藤義務教育課長兼幼児教育推進センター長 幼小連携に向けた課題についてであります。幼小連携の取組に遅れが見られる市町村では、幼児期から児童期までの一貫した教育の在り方について協議する機会や、公立、私立の別や施設種を超えて相互の教育活動を理解し、幼小連携接続の利点や効果を実感する機会が確保されていないことが課題となっております。

また、年に数回の交流にとどまっている市町村では、幼小連携接続の趣旨の理解や、各地域で目指す方向性の協議や共有が十分になされていないなどの状況が見られることなどから、幼児教育施設と小学校の連携接続を推進することができる人材の育成を含めた組織的な体制づくりと、

幼小双方のカリキュラムを接続する具体的な方法などについて実践成果を蓄積し、普及する必要があると考えております。

○**檜垣尚子委員** 幼少連携接続には、幼児教育施設と小学校がお互いの教育内容や指導方法の理解を深めることが大切であり、こうした取組を進めていくためには、幼児教育施設、小学校、市町村の関係部局等が組織的に連携協働することが必要であると考えます。

道教委では、幼小連携接続の推進に向けて、今後どのように取組を行っていくのか、伺います。

○**川端学校教育局長** 幼小連携に向けた今後の取組についてであります。道教委では、幼児教育施設と小学校が、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共有した上で、小学校以降の学びに幼児教育施設の意見を取り入れたスタートカリキュラムが作成、実施されるよう、市町村の取組状況や課題をきめ細かく把握し、実情に応じた事例の提供や助言に努めるとともに、小学校の管理職の幼小連携の意義への理解を深める機会や、保育者や教員、市町村職員等への研修の充実に努めてまいります。

また、北海道版幼児教育スタートプログラム事業による実践研究を着実に積み重ね、モデル地域等における実践事例など、連携接続の手順や留意点などを広く全道に周知し、各地域において幼小連携接続が一層推進されるよう取り組んでまいります。

○**檜垣尚子委員** 幼小連携については私も以前に質問させていただき、その後どうなったかと気になっていたところでした。少しずつ連携する地域も増えてきているようですが、もう一押し、各部署への周知や理解をしていただかなくてはならないと考えます。こうしている間にも、子どもたちの成長が止まることはありませんので、引き続き、理解を深めるような取組をお願いいたします。

次に、共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実についてです。

私は、学校生活で困難さを持つ子どもの保護者から、子どもの就学や将来についての悩みを聞く機会があり、相談を受けるたびに、保護者の悩みや不安を軽減する取組が必要だと考えています。

以下、数点伺います。

初めに、今年度から5年間を取組期間とした、特別支援教育に関する基本方針を着実に推進するために、まずは、より多くの関係者が施策の方向性を共有することや、本年2月の一般質問において答弁いただいたように、保護者の方々や校長会、市町村教育委員会で構成する検討会議を実施し、様々な立場の方からの意見を収集する中で、具体的な取組を進めていくことが重要であると考えます。

そこで、検討会議の進捗状況について伺います。

○**鈴木一磨副委員長** 特別支援教育課長大畑明美君。

○**大畑特別支援教育課長** 検討会議についてであります。道教委では、特別支援教育に関する基本方針に掲げた施策の具現化に向け、本年4月、学識経験者や保護者、教育や福祉の関係者等

を構成員とした、今後の特別支援教育の在り方検討会議を設置しました。

この検討会議では、校内支援体制の充実と教員の専門性向上を協議する広域特別支援連携協議会と、早期からの教育相談、支援体制の充実等を協議する北海道教育支援委員会と連携し、「よりインクルーシブな社会の実現に向けて～北海道らしい特別支援教育の創造～」をテーマに検討を行うこととしており、5月に開催した第1回目の会議を含め、本年度に3回開催し、基本方針に掲げた施策の具体的な取組などを協議していく考えです。

○檜垣尚子委員 この後、夏頃からは次年度に小学校に就学する子どもの手続も本格化すると承知しています。コミュニケーションや集団行動など、学校生活で困難を示すかもしれない子どもを持つ保護者は、自分の子どもが通常の学級でやっていけるのだろうか、通級による指導や特別支援学級のほうがいいのかといろいろ考える時期であると推測します。

こうした保護者の就学についての不安を少しでも和らげるためには、保護者の気持ちに寄り添いながら、就学の仕組みについて丁寧に説明するなど、保護者と直接やり取りする市町村教育委員会において就学に関わる事務を行う担当者の役割が重要になると考えています。

市町村教育委員会で就学に関わる事務担当者の専門性を高めるために、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○大畑特別支援教育課長 就学事務担当者の専門性向上についてであります。子どもの障がいの状態や子どもと保護者の教育的ニーズを踏まえた適切な就学先を決定するためには、市町村の就学事務担当者の役割が重要であり、道教委では、毎年度、就学事務に関する手続や早期からの教育相談の重要性などの理解を深めるため、担当者を対象とした研修会を全14管内で実施しています。

また、本年度からは、研修会の参加対象に幼児教育施設や福祉事業所の職員を加えることとしており、役割や立場が異なる参加者同士の協議やネットワークづくりなど、研修内容の充実を図ることを通じ、子どもの就学に関する専門性の向上に努めてまいります。

○檜垣尚子委員 ここまで小学校に就学するときのことを中心に伺ってまいりましたが、小学生の子どもを持つ保護者であれば、中学生になったらどうなるのかや高等支援学校を卒業したら働くことができるのかなど、子どもの少し先を見据えて心配な気持ちになる保護者もいて、それは親としてある意味で当然のことであると考えています。

教職員や保護者の多くは、高校への進学であれば学校生活へのある程度のイメージを持っていると思いますが、高等支援学校に進学するとなれば、学校の雰囲気もよく分からないまま、進路選択に至ることになる人も少なからずいると思います。

進路選択に当たっては、生徒とその保護者が、学ぶ内容や高校卒業後の進路をイメージしながら決定することが重要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 特別支援教育担当局長堀籠康行君。

○堀籠特別支援教育担当局長 子どもの進路を見通した取組についてであります。子どもと保護者が、高校や高等支援学校の学習内容等について理解を深めることができるよう、道教委で

は、毎年度、全14教育局において、保護者と教職員を参加対象として、適切な進路選択につながるための研修会を実施し、昨年度は約600名の保護者が参加しました。

また、高等支援学校への進学を検討している子どもと保護者に対し、適切な進路選択につながる教育相談を行うため、担当教諭を対象とした研修会を毎年度実施しております。

今後は、より多くの関係者が研修会に参加できるよう、障がい者団体を通じて依頼するなど、周知方法を工夫し、子どもと保護者が将来を見通した進路選択ができるよう、取組の一層の充実に努めてまいります。

○檜垣尚子委員 現行の就学の仕組みで言うと、例えば、特別支援学級において、子どもの発達の状態や、得意、不得意などに対応した丁寧な教育を受ける中で、成長したお子さんについては通常の学級に在籍を変更することも可能であると承知しています。保護者の中には、こうした就学の仕組みを知らず、就学のときに決定する学びの場が固定的なものであると思ひ、不安を抱えているケースも少なくないと思ひます。

就学に関する正しい情報を提供し、保護者の不安や悩みを軽減することが必要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、伺ひます。

○山本学校教育監 学びの場についてであります。就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学校や学びの場を固定するものではなく、就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子どもの育ちを見通しながら、就学先となる学校や学びの場を柔軟に見直すことができるようにすることが必要であります。

このため、道教委では、就学事務担当者や教育支援委員会等の関係者はもとより、特別な教育的支援を必要とする子どもの保護者に、こうした就学の仕組みの理解を促進することが必要であると考へておひまして、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場ごとの教育課程の特徴や、受けられる指導や支援の内容をまとめた資料を新たに作成するなど、保護者の理解促進に向けた取組を検討してまいります。

○檜垣尚子委員 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ共生社会の実現に向けては、子どもを育てる保護者が子どもの障がいを個性として捉えるなど、多様性を認め合う雰囲気醸成していくことが重要であると考えます。そういった観点で考へると、障がいのある子どもを持つ保護者が、自分の子どもの就学について正しい知識を持つておくことは大変重要なことだと思ひます。

もう少し幅広く考へたときには、こうした教育制度の仕組みを全ての保護者が知っておくことで、特別支援学級や特別支援学校で頑張つて学んでいる子どもたちにも今まで以上に温かい目が向けられたり、中学校卒業後に子どもたちの進路が高校と高等支援学校に進路が分かれても、地域の子どものであるという意識の中で関わりが継続することが重要と考えます。

道教委では、共生社会の実現に向け、どのように考へているのか、教育長に伺ひます。

○倉本教育長 支え合う社会の実現に向けた取組についてであります。共生社会の形成に向けては、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全

員参加型の社会を目指すことが重要であり、学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含めて、共生社会の形成に向け、重要な役割を担っております。

道教委といたしましては、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合には、それぞれの子どもが授業内容が分かり、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、このことを本質的な視点とした共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進についての基本的な考え方を、学校教育関係者をはじめ、全ての子どもたちと保護者の皆様が共有することができるよう取組を推進してまいります。

○檜垣尚子委員 いろいろ答弁をお聞きしていますと、たくさんの場面で、たくさんの方が前向きに共生社会、そして多様性を受け入れる流れになってきているように感じます。これからさらにもっと自然な形での共生社会をつくっていけるよう、教育の場からのこのような取組に大変期待しております。よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○鈴木一磨副委員長 檜垣委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

淵上綾子君。

○淵上綾子委員 通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、さわやか相談員についてです。

子どもの身近な相談役として、仙台市、さいたま市では、さわやか相談員が導入されています。さわやか相談員について道の認識を伺います。

○鈴木一磨副委員長 生徒指導・学校安全課長大槻直広君。

○大槻生徒指導・学校安全課長 仙台市とさいたま市の相談員についてであります。仙台市のさわやか相談員は、児童生徒が抱える不安や悩み、ストレスの緩和のため、学校に配置され、児童生徒の話し相手や遊び相手となることを業務とし、国の補助事業を活用して配置されております。

また、さいたま市のさわやか相談員は、児童生徒や保護者の相談に、より専門的な見地から対応するため、市内の中学校等に相談室を設けて配置され、市の単費で措置されております。

○淵上綾子委員 スクールカウンセラーとどう違うのか、伺います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 スクールカウンセラーとの相違点についてであります。スクールカウンセラーは、公認心理師や臨床心理士、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者や、それに準ずる知識及び経験を有すると認められる者の中から、各自治体で配置しており、児童生徒へのカウンセリングやカウンセリング等に関する教職員や保護者等に対する助言を行っております。

一方、仙台市やさいたま市に配置されているさわやか相談員は、臨床心理士等の資格を必要とせず、主に児童生徒や保護者の相談に対応することを業務としております。

○淵上綾子委員 学校は人手不足で、スクールカウンセラーは常設ではありません。人材確保な

どの課題をクリアできれば、道でも導入する意義があると思います。所見を伺います。

○鈴木一磨副委員長 生徒指導・学校安全担当局長伊藤伸一君。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 相談しやすい環境づくりについてであります。学校生活などに関し、様々な不安や悩みを抱えている児童生徒や保護者にとっては、定期的に学校を巡回しカウンセリングを行うスクールカウンセラーに加え、日常的に相談できる人材や相談窓口は、相談しやすい環境が身近にあるという点で意義のあることと考えております。

道教委といたしましては、今後、児童生徒や保護者がいつでも気兼ねなく相談することができるよう、子ども相談支援センターによる24時間対応の電話・メール相談や来所相談、SNSを活用した相談体制のほか、昨年度開設した1人1台端末を活用して相談できる「おなやみポスト」、さらには、道関係部局が開設している「親子のための相談窓口」などを周知し、児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくりを進めてまいります。

○淵上綾子委員 資格が不要なので、人材確保のハードルが低く、多くの業務を抱える先生方の負担を減らすことにもなると思います。まずは調査研究を深めていただくことを求め、指摘いたします。

次に、性的マイノリティーに関する諸課題についてです。

LGBT理解増進法の制定に際し、ネットでは当事者への誹謗中傷にあふれています。フィルタリングできないため、子どもたちに直接降り注ぎ、深く傷ついています。

中傷する人のほうが不適切だと子どもたちに明確に示すべきと考えます。所見を伺います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 誹謗中傷対策についてであります。いわゆるLGBT理解増進法は、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、国民の理解の増進と多様性を受け入れる精神を涵養し、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的にしていると承知しております。

学校においては、性的マイノリティーに関して、性的指向などを理由とする差別的扱いが不当であると人権教育等を通して指導するとともに、教育活動においても、関連する法律などの理解及び人権に配慮した丁寧な関わりや、児童生徒が多様性を認め、自分と他人を尊重することができ、安心して過ごせる環境を整備することが重要と認識しております。

○淵上綾子委員 想像してみてください。

教室で生徒の誰かがタブレットでLGBTのことを検索、ニュースでのコメントなどにあふれるトランス女性を犯罪と結びつける恐怖をおおる投稿、教室全体がざわめきます。その中に、家族にも先生にもカミングアウトしていない当事者がいる。そうなってくると、不登校、自殺につながりますよね。

悠長な話ではなく、ホームルームや校長先生の講話、保健室、あらゆる機会を使って、繰り返し、学校や先生の態度を明確にしていきたい。このような中傷やデマは絶対に許されないものと伝えていただきたいと思います。

次に、LGBT理解増進法によって、むしろ理解増進が妨げられるとの懸念もありますが、道

【第2分科会 7月11日 第4号】

内の教育の場でどう解釈し、どう活用するかは道教委にも委ねられます。道教委はどのようにお考えか、伺います。

また、傷ついた子どもたちにどう対応していくのか、教育の場でどのように啓発していくのか、併せて伺います。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 L G B Tに関する理解についてであります。道教委では、性的マイノリティーに関する理解促進に向け、教職員研修資料の作成、配付や指導助言を行うほか、本年2月には、市町村教育委員会職員や道立学校長等を対象に専門家の講演などによる研修会を実施したところであり、今後も、適切な支援策に関する教職員研修の一層の充実を図り、校内に支援チームをつくり、ケース会議を開催するなどして、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

また、昨年12月に改定されました国の生徒指導の基本書である生徒指導提要に、性的マイノリティーに関する理解と対応が示されたことから、道教委では、SNS相談等での性的マイノリティーの相談対応を行うとともに、学校におきましては、教職員が、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導、人権教育等を推進することはもとより、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めることについて、引き続き、市町村教育委員会と連携し、指導助言してまいります。

○淵上綾子委員 支援チーム、ケース会議との答弁がありました。

これも想像してみてください。

女子生徒の保護者が、身体男性を女子トイレに入れるな、これは差別でない、区別だと強く主張してきた場合とか、男性に対してトラウマを抱えている女子生徒から、男子が女子トイレに入ってくるのは怖い、トランスが入らないようにしてほしいと言ってきた場合にどう対応しますか。

私は、女性の安心、安全とトランス女性が自認する性で生きることは対立するものではなく、対話で解決する課題だと考えております。支援チーム、ケース会議が、どのような考えでの構成メンバーで、どのような会議の方向となるのか、皆さん次第ということになります。

理解増進法が理解抑制や差別増進につながらないように、あらかじめの対策が必要と思います。教育長の見解を伺いたいと言いたいところではありますが、今回は指摘とします。私の意を酌み取ってどうか適切に対策していただきたいというふうに思います。

次に、農業に関することについてです。

先日、北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会の皆様と意見交換をした中で、道内の小学校において、農業科という名称で農業に関する学習を行っている例について説明いただき、意義を共有したところです。

道内の小学校で、どのような農業に対する学習が行われているのかについて伺います。

○鈴木一磨副委員長 義務教育課長兼幼児教育推進センター長遠藤直俊君。

○遠藤義務教育課長兼幼児教育推進センター長 農業に関する学習についてであります。農業

については、学習指導要領において、小学校第5学年の社会科で、我が国の食料生産は自然条件を生かして営まれていることや、国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることなどについて理解することとなっております。

また、こうした学習に加え、各学校が目標や内容を定めることとなっている総合的な学習の時間において、農業を学習課題に設定して調査や体験活動を行っている学校もあり、美唄市内の小学校では、生きる力やふるさとを愛する心を育むことを目的として、田植や生育観察、稲刈りなどの農業体験などを行っていることと承知しております。

このほか、道内では、当麻町において、米や地域の特産物の栽培活動や農舎を活用した農業の歴史学習を行う「田んぼの学校」、壮瞥町において、地域の農業に携わる方の協力を得た果物栽培や収穫、調理を行う体験活動など、地元の産業に関わる多様な学習が行われております。

○ 淵上綾子委員 食料基地・北海道において、農業を次世代に引き継ぐことは重要です。教職員の働き方改革の件はあると思いますが、子どもたちが農業に触れる機会をつくろうとする取組は最大限応援すべきと考えます。所見を伺います。

○ 鈴木一磨副委員長 教育長倉本博史君。

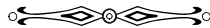
○ 倉本教育長 農業に関する学習などに関し、今後の取組についてであります。子どもたちが身近な地域の自然環境や文化、産業などについて、地域の施設や人材等を効果的に活用した体験的な学習などを通して理解を深めることは、子どもたちが地域の魅力や課題などを知り、地域の構成員の一人としての意識や北海道に対する愛着や誇りを育む上で重要です。

このため、道教委といたしましては、今後も、北海道の豊かな自然や文化、農業や観光をはじめとする産業などの教育資源を活用した体験活動などに取り組んでいる学校の実践や指導のポイントを全道の学校に紹介し、地域の環境を生かした学習活動が一層充実するよう取り組んでまいります。

○ 鈴木一磨副委員長 淵上委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後2時3分休憩



午後2時5分開議

○ 鈴木一磨副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

白川祥二君。

○ 白川祥二委員 通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、公立高校配置計画案について伺います。

少子化に伴い、公立高校の統廃合が加速しています。道教委が示した公立高校配置計画案は、3年連続で1年生が20人未満だった奈井江商業高校を2026年度に募集停止にするなどとしております。閉校すれば、人口流出を招くとして、地元自治体は危機感を強め、生徒確保策を講じていま

【第2分科会 7月11日 第4号】

すが、限界もあります。生徒が減ったから閉校するという従来の手法のままでは、将来、地方から高校が消滅しかねない状況にあります。

そこで、以下、伺います。

初めに、今春の中学卒業生数について、ピーク時と比較してお示し願います。

○鈴木一磨副委員長 道立学校配置・制度担当課長手塚和貴君。

○手塚道立学校配置・制度担当課長 中学校卒業生数についてであります。本道における本年3月の中学校卒業生数は4万1176人であり、昭和60年以降最多であった昭和63年3月の9万2222人と比較し、5万1046人、55%減少しております。

○白川祥二委員 次に、全日制の公立高校数について、過去20年間の減少数とともにお示し願います。あわせて、1学年1学級の高校数もお示し願います。

○手塚道立学校配置・制度担当課長 学校数等についてであります。本道の本年4月における全日制の公立高校は210校であり、20年前の平成15年4月における269校と比較して、59校、22%減少しております。

また、本年度、第1学年1学級の高校は62校であり、20年前の35校と比較して、27校、44%増加しております。

○白川祥二委員 次に、公立高校の設置指針について伺います。

中学卒業生数の減少に伴い、高校数も減少する中、道教委は、今春、高校を取り巻く環境の変化に対応し、教育機能を維持するため、公立高校の設置指針を5年ぶりに改定していますが、その概要について簡潔に説明願います。

○手塚道立学校配置・制度担当課長 指針の概要についてであります。改定前の「これからの高校づくりに関する指針」では、社会の変化や時代の要請に応える高校づくりを進めることや、中高一貫教育校や単位制高校といった特色ある学校の導入、1学年4学級から8学級の望ましい学校規模を維持するための再編整備、地域連携特例校などの小規模校に関する再編整備やその留保についての取扱いなどを定めておりました。

改定した指針では、新たに、地学協働の推進など、地域における教育機能の維持向上、普通科新学科の設置など、生徒のニーズや社会の変化に対応できる活力と魅力のある高校づくりなどの考え方を示したほか、一定の圏域内で高校が担う役割や配置の在り方などについて協議を行う仕組みの導入、地域連携校などに対して、道教委と地域が連携して、高校の特色化、魅力化に取り組む集中取組期間の設定などを盛り込んだところでございます。

○白川祥二委員 再編対象の高校の基準を緩和した、再編対象の高校も圏域全体の調整次第で存続を図ることも選択肢となると明記するなど、指針上、小規模校について存続の余地を残したということは分かりました。

次に、小規模校の持つ可能性について伺います。

小規模校は、集団活動は難しいものの、きめ細やかな指導が可能です。都市部の大規模校などで不登校となった生徒を受け入れるなど、公教育の重要な役割を果たしている面もあります。数

の論理だけで、なくすべきではないと考えますが、所見を伺います。

○鈴木一磨副委員長 道立学校配置・制度担当局長齊藤順二君。

○齊藤道立学校配置・制度担当局長 小規模校についてでございますが、高等学校において生徒一人一人がその可能性や能力を最大限に伸ばしていくためには、互いに学び合い、切磋琢磨できる環境が大切であり、小規模化が進んだ場合は再編整備について検討することが必要と考えております。

しかしながら、地域創生における高校の役割なども踏まえ、一律に再編整備を進めるのではなく、地域連携校のほか、農業、水産、看護、福祉に関する学科を置く高校については、在籍者が20人未満となった場合であっても、一定の期間、再編整備を留保し、道教委が地域と一体となって特色化や魅力化に取り組み、入学者確保を図ることとしており、小規模校においても教育環境の充実を図り、地域とつながる活力と魅力のある高校づくりを進める考えでございます。

○白川祥二委員 次に、小規模校を支える仕組みづくりについて伺います。

通学区内にある複数の市町村、道教委、民間が、それぞれ維持すべき高校の数や各校の規模、役割を徹底的に議論し、小規模校でも可能な限り連携して支える、そんな仕組みを整えるべきだと考えますが、所見を伺います。

○鈴木一磨副委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 小規模校の在り方についてであります。本道においては、高校の小規模化が進む中、学校と地域が連携協働し、生徒に選ばれる魅力ある高校づくりを推進していくことが求められておりますことから、このたび改定した指針において、通学区域などの一定の圏域単位で、関係市町村の参画を得ながら、将来を見据えた高校づくりを地域とともに考える仕組みを示したところでございます。

道教委といたしましては、圏域での協議において、圏域内の高校が担うべき役割や高校の魅力化、多様な学習ニーズに応える高校配置の在り方などについて協議を行い、その結果を配置計画に生かすことで、圏域における高校の教育機能の維持向上を図ってまいります。

○白川祥二委員 生徒が減った道立高校の中には、市町村立化し、地域色豊かな教育を推進して存続を図る事例もあります。

例えば、三笠高校は、食物調理科を設け、生徒が地場産品を使ったレストランを運営、奥尻高校は、スキューバダイビングや防災の授業を展開し、生徒を全国から募集しています。さらには、高校は地域活性化の役割も担っています。

本道教育の中核を担う道教委として、自治体がこうした取組を円滑に進められるよう、知事部局と連携を図りながら、国などに対して積極的に働きかけを行っていただくよう強く申し上げておきたいと思っております。

次に、教員の働き方改革について伺います。

教員の長時間労働が常態化しており、抜本的な業務削減が急務となっております。

文部科学省が昨年度実施した勤務実態調査によりますと、公立の中学校で77%、小学校で65%

【第2分科会 7月11日 第4号】

の教員が、国の指針で残業時間の上限とされる月45時間以上働いていました。また、残業が月80時間の過労死ラインに達した教員は、6年前の前回調査より減ったものの、中学校で37%に上り、小学校でも14%でした。

そこで、以下、伺います。

初めに、教員の成り手不足についてであります。文科省は、働き方改革を掲げ、仕事のスリム化を図ってきましたが、労働環境の改善には程遠い状況です。学校現場では、長時間労働の悪影響が目立っており、若手を中心にメンタル面の不調による休職者が増え、教員の成り手不足も深刻化しています。

こうした事態について、道教委としてどのように受け止め、どのような対策を講じてきたのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 働き方改革担当課長中嶋英樹君。

○中嶋働き方改革担当課長 学校における働き方改革などについてであります。教員が健康でやりがいを持って働くことができる職場環境は、子どもたちの学びの充実はもとより、優秀な教員を安定的に確保していく上でも極めて重要です。

そのため、道教委では、これまで、教員の業務軽減に向けて、学校行事の精選などの促進や学校に関わる施策の見直し、教員業務支援員などの支援スタッフの活用などにより、学校における働き方改革を進めてきたほか、研修やセミナーなどを通じた心の健康への意識づけ、家族、同僚なども含めた誰もが気軽に相談できる心の健康相談室などの相談体制の充実などにより、教員のメンタルヘルス不調の未然防止、早期対応に努めてきました。

しかしながら、依然として長時間勤務の教員が多いことから、教員が生き生きと誇りを持って働くことができる魅力ある職場となるよう、働き方改革の取組をさらに加速させるとともに、地域や大学、関係機関との連携を一層深め、教員の確保に取り組んでまいります。

○白川祥二委員 次に、教職員給与等特別措置法の見直しについて伺います。

1971年に制定された教育職員給与等特別措置法、いわゆる給特法の見直しも重要な課題です。

この法律に基づき、公立校の教員には基本給の4%が教職調整額として支給される代わりに、残業代は、原則、支払われていません。このため、管理職による勤務時間の管理が甘くなり、長時間勤務が増える一因と指摘されてきています。

この問題に対する道教委の認識と今後の対応について伺います。

○鈴木一磨副委員長 教職員局長谷垣朗君。

○谷垣教職員局長 給特法についてでございますが、給特法は、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき制定されたものでございますが、管理職の時間外勤務命令に基づく業務を、災害時の対応など超勤4項目のみとする現行の規定は、教員の時間外勤務を抑制する動機づけを奪っているといった指摘がございまして、こうした観点から、給特法の見直しなどに向けた検討が必要と考えております。

現在、国におきましては、教員確保のための環境整備に向けた方策の検討を進める中で、教職

調整額や超勤4項目の在り方も含めた、教員の処遇改善について議論が行われておりまして、道教委といたしましては、こうした国の動向を注視いたしますとともに、引き続き、教員の勤務実態を踏まえた給特法の見直しなどの検討について国に要望してまいります。

○白川祥二委員 ただいま御答弁いただきましたけれども、課題の抜本的な解消に向けて業務の削減につなげるための議論を進めることはもとより、教員の定数を見直し、人員を手厚く配置することが最も有効と考えます。国への積極的な働きかけなど、より一層の尽力をお願いしておきたいと思っております。

次に、生成A Iについて伺います。

現在、学校現場においては、チャットG P Tなどの生成A I、いわゆる人工知能の取扱いをめぐり、戸惑いが広がっています。A Iがインターネット上の情報を集めて即座に文章をつくることができるため、本人が書いたものなのか、A Iによるものなのかを見分けるのは難しいとされております。

そこで、問題点などについて具体的に伺います。

まず、思考力や表現力についてであります。作文などの学習で重要なのは、自分で主張や構成を考えたり、言いたいことが伝わるように文章を推敲したりする過程です。それを省略した場合、思考力や表現力が身につかないおそれがあります。

こうしたことに対する道教委としてのお考えをお聞かせ願います。

○鈴木一磨副委員長 義務教育課長兼幼児教育推進センター長遠藤直俊君。

○遠藤義務教育課長兼幼児教育推進センター長 思考力等の重要性についてであります。生成A Iを使いこなしていくためには、各教科等で学ぶ知識や文章を読み解く力、物事を批判的に考察する力、問題意識を常に持ち、問いを立て続けることや、学びに向かう力、人間性等の涵養がこれまで以上に重要になると認識しております。

そのため、体験活動の充実をはじめ、教育活動におけるデジタルとリアルのバランスや調和に一層留意する必要があると考えております。

○白川祥二委員 次に、知的な成長の妨げについて伺います。

誤った情報を基に、A Iが間違った答えを出す場合もあります。不適切な使用が広がれば、知的な成長を妨げるおそれもあります。これについての所見を伺います。

○遠藤義務教育課長兼幼児教育推進センター長 生成A Iの教育利用についてであります。教育現場では、例えば、生成A Iが宿題に使われ適切な評価が損なわれる、作文やレポートに生成A Iを使うことで児童生徒の創造性等が低下する懸念があるなどの喫緊の問題があると承知しております。

一方で、生徒の理解度に合わせて教え方を調整する、評価テストを簡易に生成し、学習効果をきめ細かく確認する、A Iとの対話的な教育方法を導入するなど、生成A Iをうまく活用した教育を進めていくことで、A Iの利用により教育効果が上がり、教員の負担も軽減できる可能性があることから、各学校においては、こうした生成A Iの性質や教育活動で利用する際のメリッ

ト、デメリットを踏まえる必要があると考えております。

○白川祥二委員 次に、学習の活性化について伺います。

AIが提示する様々な見解は、議論のたたき台となり、大きな可能性を秘めており、使い方次第では学習の活性化に大いに役立つとの声もあります。

このことに対する道教委の認識と今後の対応について伺います。

○鈴木一磨副委員長 学校教育局長川端香代子君。

○川端学校教育局長 今後の対応等についてであります。学習指導要領では、情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力と位置づけ、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を示しており、児童生徒に対し、新たな情報技術であり、多くの人々が活用する生成AIがどのような仕組みで動いているかという理解や、どのように学びに生かしていくかという視点を意識的に育てていく姿勢が重要であります。

また、国のガイドラインでは、教育活動や学習評価の目的を達成する上で、生成AIの利用が効果的か否かで判断することを基本とすると示されており、各学校において、こうした点を十分踏まえた上で利用の可否について判断する必要があると考えております。

道教委としては、国のガイドラインを参考に、各学校が生成AIの特性等について理解を深め、適切な利用がなされるよう指導助言してまいります。

○白川祥二委員 今の時代、もちろん、メリット、デメリットを踏まえた上でのことですが、子どもたちにAIリテラシー教育を施すことは欠かせないことだと思います。

いずれにしても、子どもたちの主体的な学びをAIが健全にサポートできる仕組みづくりを早急に築けるよう、新しい技術の可能性とリスクをしっかりと見極めていく必要があるということ強く申し上げておきたいと思います。

次に、次世代半導体開発・製造のラピダスの千歳進出を受け、苫小牧市内の理系の高校や高専が、生徒の将来の有望な就職先として期待を寄せています。半導体の基礎を教える授業を始める学校もあり、地理的に近い苫小牧の生徒にとって進路の選択肢が増えそうです。

これまでのところ、同社の小池淳義社長は、千歳の半導体工場の雇用規模について、技術者は500人から600人で、その他の従業員を含め、全体で1000人規模との見通しを明らかにしており、政府も、ラピダスを次世代品量産の重要拠点と位置づけ、知事や道内経済界も協力姿勢を示す中、道教委として、今後、人材教育にどのように取り組んでいくのか、ビジョンがあればお聞かせ願います。

○鈴木一磨副委員長 指導担当局長山城宏一君。

○山城指導担当局長 人材育成についてであります。道教委では、これまで、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育を推進するS-T-E-A-M教育推進事業において、高校生のIT、データサイエンスに関するリテラシーの向上や、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力の育成に取り組んできたところです。

今後は、この事業において、大学や研究機関等との連携を一層深めることや、道外の生徒との

探究活動を通じた交流機会を確保することなどにより、生徒の探究活動への参加意欲や実社会で必要とされる資質、能力のさらなる向上を図るほか、産業界、教育機関、行政機関などで構成する北海道半導体人材育成等推進協議会と連携し、半導体産業の魅力発信として小・中・高校生向けPRなどに取り組むとともに、IT企業などの技術者を講師に招く道立高校での出前講座の機会を拡充するなどして、半導体関連産業を含めた次世代の産業を担う人材の育成に努めてまいります。

○白川祥二委員 次に、学校と警察との連携について伺います。

いじめ防止対策推進法が成立してから10年が経過しましたが、状況は一向に改善されていません。法律施行後、いじめの認知件数は3倍以上に増加、重大事態の発生件数も増加傾向にあります。

こうした中、文科省は、こども家庭庁の発足を前に、各地の教育委員会に対し、児童や生徒に重大な被害が生じるおそれのあるいじめが起きた場合、警察にすぐ相談、通報するよう通知を发出しています。

無理やりズボンを脱がせる、下着姿の動画を送らせるといった例を挙げ、警察に相談、通報すべき行為を示していますが、一方で、犯罪者扱いするのかといった関係する児童生徒や保護者の態度を硬化させるなどのリスクもあります。

そこで、何点か伺います。

まず、事前の検討について伺います。

学校や教育委員会は、問題が起きる前の平時において、子どもにとって最善の対応は何か、どこまで自力で解決し、どうなったら警察と連携するのかといったことなどについて事前にしっかりと検討しておく必要があると思いますが、所見を伺います。

○鈴木一磨副委員長 生徒指導・学校安全課長大槻直広君。

○大槻生徒指導・学校安全課長 学校と警察との連携についてであります。各学校においては、いじめ事案が発生した際、警察に相談、通報すべきかを的確に判断する必要があることから、道教委では、北海道いじめ防止基本方針において、警察への相談、通報に係る基本的な考え方や、学校において生じる可能性がある犯罪行為等として、暴行や傷害、強制わいせつなど、いじめの対応に応じた刑罰法規や具体例を示し、各学校や市町村教育委員会が適切に対応できるよう指導助言してまいりました。

また、本年2月に、いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について通知を发出し、その中で、学校・警察連絡員の指定の徹底や学校警察連絡協議会等の活用について指導助言したところであります。

○白川祥二委員 次に、保護者への事前説明について伺います。

学校は、保護者に対して、あらぬ誤解を招くことのないよう、事前に十分に説明しておく必要があると思いますが、所見を伺います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 保護者への説明についてであります。道教委では、本年3月

に、保護者向け資料「警察と連携した「いじめ問題」への対応」を作成し、学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するため、直ちに警察に相談、通報し、連携して対処することを示した上で、こうした内容を入学式、始業式や保護者会等の様々な機会を捉えて全ての児童生徒と保護者に周知するよう、学校及び市町村教育委員会に指導助言してまいりました。

○白川祥二委員 次に、専門家の活用について伺いますけれども、学校や教育委員会が主体的に問題の解決を目指すのが基本ですが、社会が複雑化する中、自治体の福祉担当者やスクールロイヤーといった専門家の力を活用することが求められていますが、こうした専門家の活用状況についてお聞かせ願います。

○鈴木一磨副委員長 生徒指導・学校安全担当局長伊藤伸一君。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 専門家の活用についてであります。道教委では、昨年10月に、学校や教育委員会だけでは解決が困難な事案に対して、指導主事と弁護士や臨床心理士などの専門家から成る支援チームの体制を整備したところであり、その後、学校の初期対応により生じた保護者間のトラブル対処への法律上の助言や、被害者及び加害者への指導、援助に関する心理面での助言などの対応を行ってきたところでございます。

学校からは、専門的見地からの助言を受け、組織的かつ多角的に対応でき、複雑化、深刻化した事案の解決に向けて道筋を整理できたなどの声がありました。

道教委といたしましては、今後も、いじめが複雑化するなどの事案に即して、専門家の知見を活用する実効性あるいじめ対策を講じるなど、一層の危機感を持って取り組んでまいります。

○白川祥二委員 教育現場がいじめに適切に対応するためには、やはり、先ほどの質問でも触れましたが、何といたしても教員の働き方改革は欠かせません。しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、学校図書館について伺います。

学校図書館法は、図書施設の設置を義務づけ、整備や充実を図るよう求めています。資料の整備も不十分な学校が複数存在していることがメディアで報道されています。さらには、学校や地域による充実度の格差もあり、子どもが主体的に学ぶ権利を保障する学習権が侵害されているおそれがあると指摘する専門家もいます。

そこで伺います。

学校や地域による学校図書館の充実度の格差について、道教委としてどのように認識し、その解消に向け、どのように対応していくのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 社会教育課長伊藤直人君。

○伊藤社会教育課長 学校図書館についてであります。国の学校図書館の現状に関する調査では、学校図書館における図書や資料の整備状況、新聞の配備状況等について市町村間で差が見られることから、学校等における読書活動を充実させる意義や重要性について理解を深めていただくことが必要であります。

このため、道教委では、これまで、学校図書館の読書環境の整備があまり進んでいない市町村を訪問し、環境整備に係る地方財源措置などについて説明を行い、積極的な取組を促してきているほか、各市町村教育委員会に対し、学校図書館に関する様々な事例の情報提供や助言を行ってまいりました。

こうした取組に加え、今年度は、図書や新聞等の蔵書の整備の流れや図書整備に従事する司書教諭や学校司書等の具体的な役割を示したリーフレットを作成、配付するなど、市町村教育委員会や学校等に一層の働きかけを行い、児童生徒の学びを支える学校図書館の資料等が充実するよう取り組んでまいります。

○白川祥二委員 学校図書館がより一層利活用しやすくなるように、その環境の整備充実に向け、今後どのように対応していくのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 生涯学習推進局長村上由佳君。

○村上生涯学習推進局長 今後の対応についてであります。近年、情報化の進展やメディアの発達、普及などを背景として、児童生徒の読書離れが指摘されているとともに、感染症拡大の影響による学校図書館の利用制限や新しい生活様式の確立などにより、子どもの読書環境が急激に変化をする中、学校図書館においては、授業や様々な学習活動を通して計画的に利活用し、主体的、対話的で深い学びの実現や、児童生徒の情報活用能力の育成を図ることが期待されております。

このため、道教委では、本年3月に策定しました北海道子どもの読書活動推進計画第5次計画において、学校図書館の利活用の支援に従事する学校司書の配置促進や担当職員等を対象とする研修会の実施、1人1台端末との連携などICT化の環境整備、保護者やボランティア、公立図書館、民間団体等との連携などを今後5か年の重点的な取組として位置づけたところであり、児童生徒が様々な本にアクセスしやすい環境整備が進み、各学校で積極的に学校図書館の利活用が図られるよう働きかけてまいります。

○白川祥二委員 次に、司書教諭有資格者の採用状況などについて伺います。

令和3年第3回定例会における私の一般質問で、学校図書館について、道内では、学校図書館の根本的な課題として、図書館に司書ら専門知識を持つ担当者を配置している学校が少ないことから、学校図書館における専門的知識を持つ担当者の配置の考えやICTの積極的活用についての所見を求めたのに対し、教育長は、司書教諭については、有資格者を積極的に採用するほか、定期人事異動において、学校図書館法などで定める基準該当校に有資格者を優先的に配置する、また、ICTを活用した学校図書館運営の効果的な事例を示し、学校での実践を促している旨、答弁されましたが、その後の司書教諭有資格者の採用状況やICTを活用した学校図書館の運営状況についてお聞かせ願います。

○伊藤社会教育課長 司書教諭有資格者の採用状況等についてであります。道教委では、司書教諭の有資格者を積極的に採用しており、毎年、定期人事異動において、司書教諭を置かなければならない学校には優先的に有資格者を配置しております。

また、ICTを活用した学校図書館の運営状況について、令和4年度の道教委の調査では、蔵書をデータベース化している学校の割合が全校種で80.2%、蔵書をデータベース化し、かつ、図書貸出し等を電子管理している学校の割合が全校種で69.3%であり、先進的な学校の取組として、町立図書館と学校図書館の電子管理システムをつなぎ、双方で図書の貸出し、返却を確認できるよう整備している事例や、市内全校で児童生徒の1人1台端末を用いて市立図書館の電子図書を利用できるよう整備している事例がございます。

○白川祥二委員 最後に、学習権の侵害について伺います。

学校現場ではデジタル教材が普及しつつありますが、情報活用能力を育む図書室の役割は増えています。図書室の設置や整備が不十分なケースは特別支援学校でもあり、一部の専門家からは、貧富の差や障がいの有無にかかわらず、全ての子どもに自発的に学ぶ権利があり、その中心となるのが学校の図書室で、格差を漫然と放置している現状は学習権の侵害に当たるといった指摘の声も出ています。こうした指摘に対する教育長の所見を伺います。

○鈴木一磨副委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 学びを支える学校図書館についてであります。学校図書館は、児童生徒の読書活動、読書指導を支える場であるとともに、学習活動を支援する学習センターとしての機能や、情報収集・選択・活用能力を育成する情報センターとしての機能を有しており、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることから、道内全ての学校において、それらの機能を十分に発揮し、児童生徒の学びを支えることが重要です。

このため、道教委では、今後5か年の重点的な取組として、新たに、読書環境の整備を担う学校司書の配置や運営体制の整備、蔵書のデータベース化の導入や電子書籍の導入の検討、障がいの有無にかかわらず、誰でも利用しやすい書籍や設備の整備などを位置づけるとともに、取組の進捗状況を確認できる目標指標を設定し、本道の全ての児童生徒が、いつでもどこに住んでいても豊かな感性や表現力、創造力を伸ばし、健やかに成長していける学習環境の整備が図られるよう取り組んでまいります。

○白川祥二委員 一部の学者から、学習権の侵害ですと、そんなことを言われないように、よろしくお願ひ申し上げ、私の質問を終わります。

○鈴木一磨副委員長 白川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

荒当聖吾君。

○荒当聖吾委員 それでは、通告に従いまして、以下、教育庁所管事項について伺ってまいります。よろしくお願ひいたします。

まず、北海道における夜間中学の在り方についてでございます。

2016年に教育機会確保法が施行され、国においては、全ての都道府県、指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置をされるよう取組が行われており、現在は17都道府県に44校あるものと承知をしております。

北海道においては、昨年、札幌市立星友館中学校が開校し、札幌市近郊に居住されている方も

通学できるということで一定の評価をしているところではありますが、この広い本道においては、星友館中学校に通いたくても、遠方のため、通学できない方も当然いらっしゃるものと思われま

す。
私ごとで恐縮ですが、私は夜間定時制高校に勤務した経験がございます。定時制高校は多様な生徒さんを受け入れることができる学校であり、例えば、本道に設置されている各市町の定時制高校の施設を活用して全道各地の定時制高校内に夜間中学の機能を置き、その役割を担わせることができないものかと考えております。また、その実現に時間がかかるのであれば、オンデマンドのオンライン授業を展開するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

いずれにしても、道教委は、様々な事情により、学齢期に学びたくとも十分学べなかった方々への教育機会の確保についてどのように取り組まれてきたのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 義務教育課長兼幼児教育推進センター長遠藤直俊君。

○遠藤義務教育課長兼幼児教育推進センター長 夜間中学についてであります。広域分散型の本道において、学齢期に様々な理由で学校に通えなかった方など、義務教育段階の学びを求める方々に学習機会を保障するためには、地域の実情とニーズに応じた検討を進めていくことが大切であります。

道教委といたしましては、学識経験者や市町村教育委員会、自主夜間中学等で構成する、夜間中学等に関する協議会において、公立夜間中学である星友館中学校における取組の成果をはじめ、道内の自主夜間中学の実践や教育委員会との連携の在り方などについて情報交換を行ってまいりました。

また、令和3年度からは、夜間中学等に関する協議会ワーキンググループを設置し、本道の広域性を踏まえた学習機会の確保に向けて、主に遠隔教育を議題として検討を行い、昨年11月に、学び直しを希望する方々へのICTを活用した授業の有効性を検証する目的で、星友館中学校や自主夜間中学の協力によりオンライン授業を試行実施いたしました。

○荒当聖吾委員 次に、今後の取組についてであります。

本道には、公立夜間中学の星友館中学校のほか、学び直しの場として、民間の自主夜間中学等が、札幌市のほか、比較的規模の大きな地域に4か所あるものと承知をしております。

広域な本道において、義務教育段階の学び直しを希望する方々がこうした学校等に通学することは難しい状況にあるものと考えます。しかし、学校は、クラスメート、学友、同窓の友など、人と人との温かみのある学校生活やその思い出なども必要かと思われま

す。
その上で、広大な北海道で通学に課題があるのであれば、さきに申したオンライン授業をよりよいものにしていく必要があると考えます。

道教委として、今後どのように取り組まれるのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 学校教育局長川端香代子君。

○川端学校教育局長 今後の取組についてであります。道教委では、試行的に実施したオンライン授業について、受講者へのアンケートや実施に関わった方々と意見交換を行いましたとこ

【第2分科会 7月11日 第4号】

る、配信の授業でもある程度理解できた、楽しく参加できたなどの効果が見られた一方、声が聞き取りにくかった、習熟の程度など生徒の多様性に対応する手だてが必要といった改善を要する意見なども寄せられました。

道教委といたしましては、こうしたオンライン授業の可能性や課題を踏まえ、広域な本道において生涯にわたる学びの機会を提供する観点から、オンラインによる学習プログラムや夜間中学の学習内容を配信することについて、試行実施する地域や方法を検討してまいります。

○荒当聖吾委員 定時制、定時制と言っているのですが、採用していただけないので、3度目を申し上げますが、私は、定時制高校内に夜間中学の機能を置くべきだと申し上げております。しかし、今日明日にそれが可能ではないということもよく承知をしております。今では、グループLINEなどのSNSも発達しており、クラスメートとコミュニケーションを取りながら切磋琢磨することも可能だと思います。オンラインによる学習プログラムの充実をよろしく願いたいと思います。

次に、道教委の障がい者雇用について伺います。

道教委では、障害者の雇用の促進等に関する法律を受け、令和2年4月に北海道教育委員会障がい者活躍推進計画を策定し、障がい者の雇用や障がい者が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるものと承知をしております。あわせて、道庁や企業も、同じく、障がい者雇用について取り組まれているものと承知をしております。

障がいをお持ちの方の就労は、本人の自立と社会参加の重要な柱でありますとともに、誰もがその能力を存分に発揮して活躍できる共生社会の実現に欠かせないものと考えます。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、障がい者雇用の現状についてであります。

道教委の推進計画では、障がいのある職員の雇用率を法定雇用率とする数値目標が掲げられておりますが、直近と5年前において、障がいのある職員の数、また、法定雇用率に対して実雇用率がどのようになっているのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 総務課長岡内誠君。

○岡内総務課長 障がいのある職員の雇用率などについてでございますが、平成29年度におきまして、学校の教職員を含め、道教委が任用しております職員のうち、障がいのある職員数は637名、法定雇用率2.2%に対して実雇用率が2.11%であったところ、直近の令和4年度におきましては、障がいのある職員数734名、法定雇用率2.5%に対しまして実雇用率が2.41%となっているところでございます。

○荒当聖吾委員 次に、これまでの取組についてであります。

道教委における対象職員数のほとんどが教員という状況の中、障害者手帳を持ち、かつ、教員免許を保有している障がいのある方が潤沢にいらっしゃるとは考えにくいと承知しております。

こうしたことから、道教委では、相当な御努力をされてこられたのではないかと容易に想像できますが、これまでどのような取組を行ってこられたのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 総務政策局長伊賀治康君。

○伊賀総務政策局長 これまでの障がい者雇用の取組についてでございますが、道教委では、事務職員の採用選考や教員採用選考検査において、障がいの種類や程度に応じた選考方法による特別選考を実施するほか、実習助手や寄宿舎指導員、非常勤職員に採用職種を拡大するとともに、教員養成大学に対して入試における配慮について協力要請を行うなど、法定雇用率の達成に向けて取り組んでまいりました。

また、本庁及び各教育局に障害者職業生活相談員を配置し、外部機関と連携をしながら人間関係や職場環境の整備などに係る相談に応じるとともに、各職場においては、直属の上司が個別に面談を行い、職業生活に関する相談や日常的なサポートに当たるなど、障がいのある職員が安心して働ける職場づくりに取り組んでまいりました。

○荒当聖吾委員 現状と取組について伺いました。

雇用されている職員数も増え続けている、実雇用率も法定雇用率に近づいてきているようですが、あと僅かです。令和8年度には法定雇用率が2.9%になるとも伺っております。このまま継続していただきますようによろしく願いをいたします。

また、当然、障がいの度合いにもよりますが、障がいを持っていらっしゃる方が、文字どおり、人一倍努力され、一人前の仕事をしようと御奮闘いただいているときに、気を遣い、ここではあえてちょっとこの単語を使いますが、余計なサポートをしてしまうことで、自分の能力を低く評価された、かえって不当な扱いではないのかなどの御相談もありました。

御答弁にもありましたが、個別に面談を行い、どなたが何についてどれだけサポートが必要なのか、個別具体のサポートのリクエストに対応できるようにお願いをいたします。

次に、今後の取組などについて伺います。

令和4年時点の厚生労働省の調査によりますと、都道府県の知事部局は46機関が法定雇用率を達成する一方、都道府県教育委員会で達成しているのは26機関にとどまり、少々酷かもしれませんが、比較すると雇用が進んでいない状況にあるものと言わざるを得ません。殊さら非難はいたしません。

学校現場では、本人と児童生徒や保護者等とのコミュニケーションが必要となる場面もありまして、雇用に当たっては配慮や対応が難しい部分があるのかもしれませんが、身近なところで障がいを持たれる方が働く環境を整えることは、教育上の効果も期待でき、また、今、インクルーシブ教育という言葉もよく聞かれておりますが、積極的に取り組むべきではないでしょうか。

道教委として、障がい者雇用の意義についてどう認識をされ、今後どのように対応していかれるのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 今後の取組などについてであります。障がいのある方の雇用は、障がいのあるなしにかかわらず、誰もがその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現に寄与するほか、学校において児童生徒が障がいのある方と触

【第2分科会 7月11日 第4号】

れ合うことは、積極的な支援などの行動や人々の多様な在り方を理解し、共に支え合う意識の醸成につながるものと認識をしております。

このため、道教委といたしましては、引き続き、令和2年4月に策定いたしました障がい者活躍推進計画に掲げている取組により、障がいのある方が働きやすい職場づくりに努めるとともに、事務職員の採用選考や教員採用選考検査などに当たり、道内各地で活躍する障がいのある教員からのメッセージを紹介し、障がいのある方々の教員志望への意識を喚起するなど、法定雇用率の達成に向けて取り組んでまいります。

○荒当聖吾委員 障がいを持つ方を雇用されるに当たり、上司や同僚教職員の相談体制を構築されていること、また、外部団体とも相談できる体制が整っているとさきの答弁で伺って、ひとまずは安心をしております。しかし、何よりも障がいを持つ方が不安なく就労される、その環境づくりが大切であると考えております。

実際、ただでさえ忙しい学校現場におきまして、管理職をはじめ、さらに相談、援助の業務も増加が見込まれるなど、よりお世話になるものと考えられますが、何より、障がい者の皆さんの就労は御本人の自立と社会参加の重要な柱でもございます。

全ての方がその能力に応じて安心して働くことができる社会構築こそ、ノーマライゼーション、また、インクルーシブな社会にとって大切と考えます。お世話になりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、ここからは児童生徒さんの命に直接関わることでございます。さらにしっかりと議論をさせていただきます。

自殺予防の取組についてであります。

厚生労働省と警察庁の発表によりますと、2022年における小・中・高生の自殺者数は514名であり、1980年に統計を開始してから初めて500人を超え、過去最高となりました。

令和元年——2019年、15歳から19歳で亡くなった人のうち、死因が自殺だった割合は47.8%、2番目に多かった不慮の事故の17.3%を大きく上回っております。この数は、1日に1人以上の子どもが自ら命を絶っているということであり、この現状は普通とは到底言えず、あってはならないことであるものと考えます。

政府は、2021年、自殺対策白書で、若い世代の自殺は深刻な状況にあると記しております。また、10代の死因の第1位が自殺となっているのは先進7か国の中で日本のみでありまして、その死亡率も他国に比べ高いものになっております。このようなことから、10代の自殺予防の取組については極めて重要な施策であります。

このような中、平成28年に改正をされました自殺対策基本法では、学校は心の健康の保持に係る教育または啓発等を行うよう努めるとされたものと承知しております。学校現場では、熱心に働かれる先生方、教職員が多忙を極める中、様々な場面で子どもたちの心に寄り添ってくださっていることと考えますが、学校の先生が一人一人の子どもの自殺のリスクを見つけることは容易ではありません。子どもたちの命、心を守るためには、生活時間の大半を過ごす場所である学校

で子どもたちの心の悩みを酌み取ることが重要であると考えます。

そこで、以下、伺います。

まず、学校は子どもたちの心の状態をどのような方法で把握しているのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 生徒指導・学校安全課長大槻直広君。

○大槻生徒指導・学校安全課長 児童生徒の状態の把握についてであります。学校においては、教職員が各教科の授業、朝や帰りの学級活動、休み時間など、様々な場面において児童生徒の様子を観察することを通じて心の状態を把握しております。

また、道教委が北海道医療大学と連携して開発した児童生徒理解に関する子ども理解支援ツールを活用することや、道教委が実施しているいじめの把握のためのアンケート調査の結果を確認するなどして、児童生徒一人一人の心の状態をきめ細かに把握するよう努めております。

○荒当聖吾委員 支援ツールを活用していただくことは本当にありがたいと思っておりますが、教職員が多忙を極める中、先生方が一人一人の子どもの自殺のリスクを見つけるのは容易ではありません。私は、子どもたちの心の状態をどのような方法で把握していらっしゃるのかというふうに伺っているのです。それに対して、教職員が児童生徒の様子を観察して把握という御答弁をいただいております。やっぱり、忙しくても忙しくても、先生方が見抜いていかなければいけないのかということでもあります。

残念ながら、これが現実なのかもしれませんが、どこまでも先生方を頼りとし、すぎるという言い方はおかしいですが、先生方に見抜いていただかなければ仕方がない、学校現場の現状であるということでもあります。

だからこそ働き方改革を何としてもなし遂げていただいて、児童生徒の前にゆとりある気持ちで立てる教育者環境の改善の必要があると思います。先生方に頼らざるを得ない状況であることを御理解いただいて、働き方改革のほうも進めていただければと思います。

次に、心のケアについてであります。

学校教育においても、新型コロナウイルス感染症の影響は非常に大きいものであり、社会生活の変化は子どもたちの心にも大きな影響を及ぼしており、鬱症状を抱えていたり、自殺や自傷行為について考えたりする子どももいることと承知をしております。

本道において、こうした心の危機にある子どもたちに対し、きめ細やかな心のケアにどのように取り組んでいかれるのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 生徒指導・学校安全担当局長伊藤伸一君。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 児童生徒の心のケアについてであります。児童生徒が強い孤立感や絶望的な感情などをもち、危機的な心理状況に陥らないようにするためには、不安や悩みなどを抱えたときに周りの大人にSOSを出し、相談できるようにすることが重要であり、道教委では、24時間受付の電話やメールのほか、気軽に相談できるSNSによる相談窓口の開設や、1人1台端末からいつでもアクセスできる「おなやみポスト」の全ての市町村における活用など、児童生徒が相談しやすい環境を整備してきたところでございます。

【第2分科会 7月11日 第4号】

また、緊急に心のケアが必要な児童生徒を把握した際には、児童生徒への専門的な心理的支援とその家庭を支援するため、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを緊急派遣するとともに、学校と福祉、医療等の関係機関が連携したチームを構築するなど、子どもたちの心の変化を迅速かつ適切に把握し、対応してきたところでございます。

○荒当聖吾委員 自殺の行為の実行は、突発的、衝動的なことが多くございます。もう駄目だと、絶望を超えて実行に移してしまう。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを緊急派遣していただけるとおっしゃっておりますが、何人のカウンセラーやソーシャルワーカーが、今、道教委にいらして、どれだけの時間で学校にたどり着き、そのチームを構築することができるのか、そして対応できるのか、少々心配をしております。

連絡をして、では、来週の何曜日、何時に伺いますでは、緊急とは言わないし、言えないと思います。こちらからはお願いをするしかありませんが、くれぐれも大事な命を守るためによりしくお願い申し上げます。

次に、学校における自殺予防の取組についてであります。

子どもたちの心に共感し、寄り添うことができる周囲の存在は多ければ多いほどよいものと考えます。学校は、児童生徒の変化に気づきやすく、心の危機を抱えるときに働きかけもできる立場にありますことから、教職員一人一人がゆとりを持って子どもたちの心に寄り添えるようになることが大切だと考えます。

道教委では、教職員が子どものSOSに気づき、寄り添うためにどのような取組をしてこられたのか、また、今後どのように取組を進められるのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 自殺予防の取組についてであります。道教委では、初任段階教員研修や管理職研修はもとより、毎年度、国の有識者等を講師とする自殺予防に関する研修を実施するなど、教職員の指導力の向上に努めてまいりましたほか、保健体育や道徳、特別活動での指導計画や実践例を取りまとめた指導プログラムや、児童生徒のSOSの出し方とその受け止め方に関する研修資料を、心理、医療の専門家の方々と協働して作成し、各学校での活用促進に取り組んでまいりました。

今後は、道教委の自殺予防教育検討会において、専門家の御意見を踏まえて、令和4年度に作成いたしました児童生徒の心の変化を可視化できるアセスメントツールの学校での一層の活用促進に取り組むなどして、学校において、教職員が児童生徒のSOSに気づき、児童生徒の心のケアなど、心の危機に組織的に対応できるよう、自殺予防教育の充実に取り組んでまいります。

○荒当聖吾委員 心の変化を可視化できるアセスメントツールを新たに作成していただいたということにつきまして御礼を申し上げます。しかし、自殺予防の取組について伺いましたが、来年度以降は北海道における児童生徒の自殺により命を落としてしまう事例はゼロにしますと言っていたかたかったです。

冒頭にお話しいたしましたが、2022年における小・中・高生のうち、自殺者数は514名です。

かわいい子どもが相談もできずに独りで悩み、そして、命を絶ってしまう、これほどの不幸があるでしょうか。

なぜ、自分の子どもが悩んでいたことを知ることが、激励してあげることが、共有することが、大丈夫だよと言ってあげることが、一緒に怒ってあげることができなかつたのかと、文字どおり、永遠に悔やみ続けるところであります。

我が国にとっても、当然、当事者の保護者の方にとっても、全ての関係のある方々を不幸のどん底まで突き落とすこのことについて、来年はゼロにしますと言っていただきたかったところがあります。

うちのかわいい子どもが学校で膝を擦りむいて帰ってきた、けがをした、仲がよかった友達とけんかをして帰ってきたようだ、随分ふさぎ込んでいたが、翌日、元気に学校に向かった。よくあることで、本当なら、ここら辺についても学校に説明を求めたい気持ちも少々あるかもしれませんが、まあ、ほほ笑ましい状況だと思います。

しかし、元気がなさそうだな、何かあったのかなと思っていた矢先に、いや、それすらも周囲に思わせることなく、突然、命を絶ってしまう、これほど、保護者をはじめ、周りに深い傷を与えることはございません。

答弁をいただき、様々な対策や対応方法を御提示いただきましたが、教育長の名において、自殺者をゼロにする、私の責任において何としてもやり遂げると御答弁をいただきたかったところがあります。

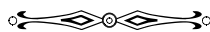
御尽力をいただいているのは重々承知しております。ただでさえ少子化で、少ない次代を担う大事な大事なお一人お一人でございます。かけがえのない命を何としても守り抜くために、あまねく全ての先生方と児童生徒の命を何としても守るという気持ちを共有し、徹底し、御奮闘いただきますようお願いを申し上げます。

少々感情的にもなりましたが、大事な問題であります。私も応援はちゅうちょをしない覚悟であります。お許しをいただき、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○鈴木一磨副委員長 荒当委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時9分休憩



午後3時30分開議

○佐藤禎洋委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

真下紀子君。

○真下紀子委員 初めに、特別支援教育について伺います。

本道の道立特別支援学校は、2023年度時点で66校設置されておりました、幼児・児童生徒数は5492人となっております。20年前の2003年度は3920人だったことと比べると、1.4倍となっております。

ります。

道教委は、これまで、幼児・児童生徒数の増加に伴い、教室不足、狭隘化への対策を行ってきたと承知しておりますけれども、実態としては対策が生徒数の増加に追いついていません。

道教委は、特別支援学校の整備の現状の課題をどう認識しているのか、まず伺います。

○佐藤禎洋委員長 道立学校配置・制度担当局長齊藤順二君。

○齊藤道立学校配置・制度担当局長 特別支援学校の教室不足についてであります。道教委では、これまで、教室不足への対応として、校舎の増築や既存施設を活用した学校の新設、通学区の見直しなどにより必要となる普通教室は確保できておりますが、一部の学校において、そうした対応を上回るペースで児童生徒数が増加し、依然として教室不足が続いている状況にあり、令和3年9月に施行された特別支援学校設置基準も踏まえつつ、早急に対応しなければならない課題と考えております。

○真下紀子委員 学校教育法第78条では、寄宿舎を設けなければならないと規定されています。特別な事情による例外規定はあるのですけれども、道内66か所中、寄宿舎が設置されている学校は何校になっていきますか、また、全道で寄宿舎を利用している幼児・児童生徒数は何人ですか。

○佐藤禎洋委員長 道立学校配置・制度担当課長手塚和貴君。

○手塚道立学校配置・制度担当課長 寄宿舎の設置数などについてであります。道立特別支援学校66校のうち、本年5月1日現在で寄宿舎を設置している学校は41校であり、1393人の幼児、児童生徒が入舎しております。

○真下紀子委員 教室数の不足などと併せて、今回、寄宿舎のことについて重点的に質問したいと思っております。

寄宿舎は、学校から遠距離に居住する児童生徒でも学校に通うことを保障する通学困難の解消が目的の一つであるとともに、日常の生活での支援が必要な場合に入舎して、親元から離れて仲間との生活を通じて、社会性や自立する力を育むといった教育入舎の役割も一つして全国的に認知されております。

道教委は、寄宿舎の教育的意義、通学保障、就学保障とともに、とりわけ児童生徒の発達を支援するという観点からの教育入舎の必要性についてどう認識しているのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 特別支援教育課長大畑明美君。

○大畑特別支援教育課長 道立特別支援学校の寄宿舎についてであります。寄宿舎は、居住地が学校から遠隔地にあるなどの理由で通学が困難な幼児、児童生徒等が利用しており、また、将来の自立と社会参加に向けた基本的な生活習慣や社会性を身につけるとともに、家庭的な雰囲気の中、集団生活を通して人格形成を図ることができるなど、重要な生活の場としての教育的意義を有するものと考えています。

○真下紀子委員 おっしゃるとおりなのです。

そして、寄宿舎生活を体験することによって、子どもと家庭が前向きに変化したという経験は多く聞くところでありまして、本も出版されております。寄宿舎は、単に通学を保障するための

手段にとどまらず、日常生活を通じて自立する力や生活していく力など、独自の教育機能を発揮していると言えます。

寄宿舎の教育的意義は大きいものと考えられるわけですが、こうした寄宿舎における教育実践の姿が多く、とりわけ、これから特別支援学校を進路の一つにしようとする児童生徒や保護者に十分に伝わっていない現状があると考えます。

寄宿舎だからこそ行える教育の姿や、寄宿舎を利用した児童生徒の発達における変化が伝わる形で、広く広報していく必要があると考えられるわけですが、どう取り組むのか、伺います。

○大畑特別支援教育課長 保護者等への周知についてであります。保護者や幼児、児童生徒の中には、寄宿舎生活を通じ規律ある生活リズムや社会性を身につけたい、集団生活を通じコミュニケーション能力を高めたい等の理由により入舎を希望する場合もあり、各学校では、これまでも、入学前の教育相談などにおいて、寄宿舎に入舎している幼児、児童生徒の生活の様子や集団生活の意義、成長の様子などを説明してまいりました。

○真下紀子委員 障がいを持った子どもと共に暮らしている保護者の皆さんが、少し離れることによって人間関係が非常によくなる、客観的に子どもを見ることもできて、成長を本当に喜び合えるという関係も生まれるというふうに聞いております。

寄宿舎を利用することで、児童生徒の発達の大きな支えになったという声がある一方で、寄宿舎利用に当たっては、通学スクールバスの対象外の地域しか利用できないという学校も現実にあります。

寄宿舎を利用したい希望があっても、スクールバスの対象範囲の中であるために利用できないでいるとか、バス停からかなり距離があって、毎日、送迎等の負担が保護者に発生するため、家庭状況によっては仕事を諦めざるを得ない状況もあると考えられます。

児童生徒一人一人の発達に応じた支援や就学機会の保障が求められており、画一的な対応ではなく、個々の状況等に柔軟な対応が必要と考えるところです。寄宿舎利用を希望する児童生徒と保護者の意向に最大限応えて対応すべきと考えるのですが、いかがでしょうか。

○大畑特別支援教育課長 寄宿舎の利用についてであります。寄宿舎への入舎など寄宿舎の管理に関する事項は、北海道立特別支援学校学則において校長が定めることとされており、寄宿舎の利用については、居住地や保護者の要望等を踏まえながら入舎の可否を検討しております。

各学校においては、幼児、児童生徒の障がいの状態や保護者の登下校の送迎に係る負担など、個々の状況を十分考慮し、可能な限り、幼児、児童生徒や保護者に配慮した対応を行っております。

○真下紀子委員 校長の判断によるところではあるのですが、やっぱり、画一的な対応をしないということが非常に重要だと思うのです。各学校においては、可能な限り、幼児、児童生徒や保護者に配慮した対応を行っているという答弁だったのであるのですが、学校においては、入舎を断るなど、画一的な対応を行っている学校や、基本的には受け入れるということを表明しながら、実際には入舎できないという現状もあると聞いております。

このような状況があるのであれば、実態の把握が必要であって、本当に保護者や子どもの発達のためにいい方法を選択できるようにするために、実態把握をして対応していくことが必要だと考えるのですけれども、いかがですか。

○大畑特別支援教育課長 入舎等の実態についてであります。今後は、入学時に入舎希望がある場合に応じられないケース等について、登下校送迎の負担など、個々の状況を確認することを検討してまいります。

○真下紀子委員 必要だと判断された場合は、寄宿舍の利用が選択できるように対応すべきだと指摘しておきます。

道内の特別支援学校寄宿舍については、その多くが、建築時期を同じくする学校とともに老朽化が深刻な問題となっております。

道教委では、寄宿舍の改修、改築について、どのような方針の下でこれまで対応してきたのでしょうか。

○佐藤禎洋委員長 施設課長金田敦史君。

○金田施設課長 寄宿舍の老朽化対策についてであります。北海道ファシリティマネジメント推進方針では、道有建築物等の長寿命化やライフサイクルコストの縮減に向けた取組を進めるため、予防保全型の計画的な修繕を推進することとしておりまして、道教委では、建築後、経過年数に応じて大規模改造工事を実施するほか、耐用年数到達前に長寿命化診断を行い、必要に応じて長寿命化改修工事を実施しております。

○真下紀子委員 ファシリティマネジメント推進方針では、築47年目を迎える前に長寿命化診断を行い、必要に応じて長寿命化改修工事を実施するというようになっておりますけれども、長寿命化工事を実施した後、建て替えについての検討というのはどのように行われるのでしょうか。

○金田施設課長 寄宿舍の長寿命化の検討についてであります。道教委では、施設の適正な保全のため、北海道ファシリティマネジメント推進方針に基づき、鉄筋コンクリート造の校舎の場合、建築後47年目を迎える前に長寿命化診断を行い、長寿命化改修工事を実施することとしておりますが、工事後につきましては、今後、道全体の道有建築物に係る取扱いの状況を踏まえ、対応してまいります。

○真下紀子委員 教育施設の優先順位は高いと思いますよ。それで、私どもは帯広養護学校に視察に行っていました。2015年にも会派として視察調査を行っておりますけれども、そのとき、天井の壁が落ちて、雨漏りが何か所も起こっていたわけですがけれども、なかなか修繕されておりました。そのことを指摘して、改善を求めたところ、さすがに、今回、天井と雨漏りの改修はされていたのですけれども、2018年の大規模改修時には、寄宿舍の古くなった畳の張り替えが予算が足りなくて実施できなかったということが分かったのです。ささくれ立った畳が洋服につくのですよ。そんな環境に子どもを置いているということが分かりました。

また、学校によっては、大規模改修を行ったけれども、老朽化のために雨漏りが頻繁に発生していて、応急措置程度しか行えないという実態もあるというふうに伺っております。

道教委は、こうした実態をどう把握しているのか、学校からの要望の際には、現場職員の声が十分に反映されて、改善されることが必要ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤禎洋委員長 総務政策局長伊賀治康君。

○伊賀総務政策局長 老朽化した学校施設への対応についてでございますが、道教委では、教育活動の基盤となる学校での安全で安心な環境を確保するため、学校が毎年度作成する施設整備計画書などにより、改修要望を把握し、計画的及び随時の改修などを行っております。

また、児童生徒の学校生活に支障を生じている場合などにつきましては、担当職員による現地調査を行い、今後の修繕計画を見据えながら、臨時・応急的な対策を早急に検討するなど、学校施設の劣化などにより教育活動や児童生徒の安全面に影響を及ぼすことのないよう、学校の実情を踏まえて、緊急性や優先度を考慮しながら、良好な教育環境の確保に向けて整備に取り組んでおります。

○真下紀子委員 本気で良好な教育環境の確保に向けて整備に取り組んでいるというのでしたら、せめて畳は早急にリフォームすべきだというふうに思います。

それから、予算確保については、遠慮しないで、きちっと要求していただきたい。生徒が、自分自身が大事にされているのだということを実感できるような施設整備を行っていただきたいということを申し上げておきます。

調査に伺って改めて実感したのですけれども、寄宿舍は、原則として複数人で生活するスタイルとなっていました。プライベート空間はカーテン1枚で隔てられているのみで、プライバシーが確保されているとは言い難い状況でした。特に、思春期の多感な時期の児童生徒が利用する寄宿舍では、プライベート空間の確保は必要不可欠ではないかと考えます。今は、きょうだいでも個室で暮らしているのが標準になっているようなライフスタイルですからね。

また、LGBTQの児童生徒が入舎することも想定されたと聞いております。仮に、そのような事態となった場合、自分の性自認と異なる性別の生徒と同じ部屋で暮らすことの苦しみというものを考えられるでしょうか。これに対して、現場でどう対応したらいいのかという率直な悩みも寄せられました。

授業空間における対応とともに、寄宿舍を利用した際に対応できる環境整備が必要であります。施設整備が障がいに対する合理的配慮に追いついていない現状をどう認識して、どう是正していくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 特別支援教育担当局長堀籠康行君。

○堀籠特別支援教育担当局長 寄宿舍における配慮についてであります。道立特別支援学校の寄宿舍は、複数名で1室を使用する舎室となっており、現在は、一部の学校において、寄宿舍生の減少に伴い、1人1室の使用となっている場合があるものの、幼児、児童生徒の状況に応じて間仕切りやカーテンなどによりプライベート空間の確保に努めております。

道教委としては、幼児、児童生徒の年齢や発達の段階、障がいの状況等に応じ、可能な限り個々に応じた支援や合理的配慮がなされるよう、他県等の事例を提供するなどして各校の取組を支

援してまいります。

○真下紀子委員 特別支援学校の生徒数は右肩上がりが増加している一方で、寄宿舎利用生徒数は緩やかに下降しています。現状、通学を希望したり、インクルーシブ教育を希望するなど、様々なニーズがありますけれども、一人一人の状況に応じた選択肢が取れることが重要であります。その際、寄宿舎という選択肢を選べる環境を保障することも道教委の重大な責任であります。

寄宿舎の果たす教育的役割は、通学困難の解消だけにとどまらず、発達困難を有する子どもや親御さんを支える生活支援、発達支援の役割も併せ持っていると考えますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

特別支援学校を利用する児童生徒数の増加は今後も見込まれておりまして、学校、寄宿舎、共に老朽化が進む中で、これまでにない規模とスピード感を持って環境改善に取り組む必要があると考えますけれども、具体的対応をどうするのか、併せて伺います。

○佐藤禎洋委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 特別支援学校の寄宿舎についてであります。道立特別支援学校の寄宿舎は、集団生活を通じて日常生活を送る上で必要な基本的な生活習慣の確立や、社会生活において必要とされる対人関係、さらには、規範意識の向上が図られるなど、幼児、児童生徒の成長にとって教育的意義があるものと認識をいたしております。

こうした中、道教委では、子どもたちの生活の基盤となる寄宿舎に関し、安全で安心な環境を確保するため、可能な限り改修等を行っているところでありますが、寄宿舎生活に支障が生じる場合などについては、臨時・応急的な対策を早急に検討するなど、幼児、児童生徒が寄宿舎生活を通して、自分の力で考え、仲間たちと協力をし、助け合いながら活動できるよう、また、生活や安全面に影響を及ぼすことのないよう、良好な教育環境の整備に取り組んでまいります。

○真下紀子委員 障害者差別解消法ができておりまして、障がいへの合理的な配慮が明記をされております。老朽化した寄宿舎や学校が、結果として、入舎を拒むことはあってはならないということをお願いしておきたいと思っております。

次に、教員未配置問題についてです。

女性も男性も産休や育休を取ることが当たり前の時代を迎えます。にもかかわらず、教育現場では、代替教員が欠員となって安心して休めない深刻な職場環境となっております。

上川教育局管内では、道立高校、特別支援学校、合わせて7人も未配置となっているわけですが、全道の道立学校及び特別支援学校の未配置の現状と推移についてお示し願います。

必要な教員の確保に努めると答えていたわけですが、なぜ未配置が続くのかも併せて伺います。

○佐藤禎洋委員長 教職員課長立花博史君。

○立花教職員課長 欠員の状況などについてであります。道立高等学校及び特別支援学校における欠員の数は、令和3年度当初は、特別支援学校で3人、4年度当初は、高等学校6人、特別

支援学校7人で計13人、今年度当初は、高等学校17人、特別支援学校9人で計26人となっております。

近年、教員志願者の減少が続いていることなどにより、休職や産休、育休などに伴う代替教員の配置など、教員の補充が必要であるにもかかわらず、その確保ができないことで欠員が生じております。

○真下紀子委員 欠員は異常事態なのです。緊急性をもって解消しなければならない課題なのですけれども、年度当初から欠員が常態化していることに慣れてしまっているのではないかと思うのです。そうであってはならないというふうに思います。

国は、産休や育休、病休者等の増加、特別支援学級数の増加などを未配置の要因として挙げているわけですが、道はどう分析していますか。

○佐藤禎洋委員長 教職員局長谷垣朗君。

○谷垣教職員局長 欠員の要因についてでございますが、文部科学省が令和3年度に、各都道府県、指定都市教育委員会を対象に実施した、教員不足に関する実態調査では、教員不足が生じた要因について、産休・育休取得者、病休者数が見込みより増加した、特別支援学級数が見込みより増加したと回答した教育委員会が多くなっております。

本道におきましても、年度によっては同様の要因が生じておりますほか、近年の教員採用選考検査における受検者の減少により、採用予定者数に対して余裕のある登録者の確保が難しくなっている教科などがあることに加えまして、地域によって欠員補充のための期限付教員として任用できる人材を得ることが困難になっていることが、欠員が生じる主な要因となっております。

○真下紀子委員 私は、別の要因があるというふうに思いますけれども、後で伺います。

法定の産休はもちろんなのですけれども、育休取得も増えています。育休取得の期間等の変化と理由についてお示し願います。

○立花教職員課長 育休取得期間などについてであります。本道の札幌市を除く公立学校教員等の育児休業取得者数は、平成28年度は、男性が12名、女性が378名で計390名、令和3年度は、男性が39名、女性が393名で計432名となっております。

男性職員は、いずれの年度もほとんどが1年以下の取得であります。女性職員の取得期間ごとの割合は、平成28年度は、1年以下が16%、1年を超え2年以下が46%、2年を超える者が38%だったのに対しまして、令和3年度は、1年以下が22%、1年を超え2年以下が40%、2年を超える者が38%となっており、1年以下の取得が6ポイント増加しております。

育休の取得期間について、個々の職員の事情までは把握しておりませんが、近年、育休代替教員の確保が難しい状況が続いていることが、長期の育休取得をためらわせることにつながるよう努めてまいります。

○真下紀子委員 育休が42名増えています。このことは歓迎すべきなのですが、1年以下の取得が6ポイント増加しているということで、長期の育休取得をためらわせている現状にあるのではないかとこのように考えます。

【第2分科会 7月11日 第4号】

教員の多忙化が解消されず、定時退勤の難しさによってなかなか職場復帰できない実態があるのではありませんか。復帰しない職員はこれまでどのくらいいて、また、その理由をどう把握していますか。

○立花教職員課長 育休取得後の復職の状況についてでございます。

個々の職員の退職理由の詳細は把握しておりませんが、道立学校において過去3年間に育児休業取得後に復職せず退職した教員の数は、令和2年度と3年度は共に、高等学校で1名、特別支援学校で4名の計5名ずつ、4年度は特別支援学校で3名となっております。

○真下紀子委員 やっぱり、現場の苦労を考えて、皆さんは頑張っけて復職されているのだというふうに思いますよ。でも、産休・育休代替職員の未配置というのは、子どもを持つことをお互いに喜び合えない状況を生み出すという点では許されない事態であると私は考えております。

法定の産休、法によって取得を認められている育休を取ることに肩身の狭い思いをさせるなど、教育現場であってはならないことです。年度当初から正規教員がきちんと配置されていれば、十分に対応できたはずではありませんか。

期限付ではなく、正規の教員採用で十分確保するなど、一刻も放置しないことが求められていると考えますが、どう対応するのか、伺います。

○谷垣教職員局長 育休等の代替教員の確保についてでございますが、教員の欠員は、他の教員の業務負担ばかりではなく、こうしたことへの懸念が産休、育休を取得する教員の心理的負担にもなりかねないものと考えております。

そのため、道教委では、これまで、様々な媒体を活用した教員の募集や大学などの協力による潜在的な人材の発掘に努めてきたほか、今年度から、新たに、年度中途からの産休、育休の取得が見込まれている場合には、国の加配を活用し、年度当初から代替の教員を配置するなど、欠員をできる限り生じさせない取組も進めてきております。

引き続き、関係機関などと課題意識を共有し、連携を強化しながら、補充のための教員の確保に努めてまいります。

○真下紀子委員 半歩前進かなと思いますけれども、できれば正規教員の配置をしていただきたいというふうに思います。

特別支援学校・学級の増加を理由にしていますけれども、こちらはどう推移して、欠員状況がどうなっているのか、なぜ確保できないのか、伺います。

○立花教職員課長 学級数の推移などについてであります。道立特別支援学校につきましては、令和3年度は、67校、1294学級で、欠員が3人、4年度は、67校、1286学級で、欠員が7人、今年度は、66校、1289学級で、欠員が9人となっております。

また、札幌市を除く道内の公立小中学校の特別支援学級数は、令和3年度は3850学級、4年度は3960学級、今年度は4024学級と、年々増加しており、特別支援学級を設置する小中学校での欠員は、令和3年度は35人、4年度は47人、今年度は68人となっております。

少子化の影響により、小中学校全体では、学校・学級数や教員数は減少しており、特別支援学

級の増が欠員に大きく影響しているものではございませんが、先ほど答弁申し上げました、教員志願者数の減少や期限付教員となる人材の不足などにより、欠員が増加しております。

○真下紀子委員 少子化の中で、本来でしたら、教員不足という状況を解消できるはずだったのですよ。正規雇用という安定した採用を拒んできた道教委の責任というのは、非常に重大だというふうに私は考えます。

さて、病気休職者についてなのですけれども、代替採用はできているのでしょうか。病気休職者の推移はどうなっているのか、正規教員欠員に対してどう対応しているのか、代替措置をどう取っているのか、伺います。

○立花教職員課長 病気休職者の推移などについてであります。道立学校における教員の病気による休職者は、令和3年度当初は43名、4年度当初は36名、今年度当初は60名となっております。

教員が休職する場合は、代替のための期限付教員や時間講師を配置しておりますが、人材を確保できないことにより、令和3年度は2人、4年度は1人、今年度は4人が欠員となっております。

○真下紀子委員 現場の業務負担が増加することによって、本人も安心して療養できないのですよね。本当にまずい人間関係になってしまうのではないかと懸念をするところです。

今ほどもずっと申し上げてきましたけれども、教員を確保できないという未配置となる公立学校が増えている中で、佐久間亜紀慶応大学教授は、最大の要因は正規教員の少なさであるとの見解を示して、2022年11月28日号の「AERA」で紹介されておりました。

教員のうち、正規教員の未配置の人数はどう推移しているのか、また、正規教員と期限付教員の数と比率の推移も併せてお示し願います。

○立花教職員課長 期限付教員の数などについてであります。道立高等学校においては、病休や産休、育休に係る者を除き、令和3年度は、正規教員が5949人、期限付教員が76人、欠員はなし、4年度は、正規が5779人、期限付が108人、欠員が6人、今年度は、正規が5657人、期限付が127人、欠員が14人であり、期限付教員の比率は、令和3年度が1.3%、4年度が1.8%、今年度が2.2%で推移しております。

また、道立特別支援学校におきましては、令和3年度は、正規が3006人、期限付が91人、欠員が1人、4年度は、正規が2958人、期限付が105人、欠員が3人、今年度は、正規が2923人、期限付が119人、欠員が6人であり、期限付教員の比率は、令和3年度が2.9%、4年度が3.4%、今年度が3.9%で推移しております。

○真下紀子委員 ちょっと数字が並んで分かりにくいのですけれども、道立高等学校においては、3年間で、実数で292人減少し、逆に期限付が51人増加しています。期限付の比率は、この3年間で1.69倍になっています。

道立支援学校においては、正規教員が実数で83人減っておりまして、期限付が28人増加し、比率でいいますと1.34倍になっているわけです。期限付が増えているわけですね。

【第2分科会 7月11日 第4号】

こうした状況により、不安定な職場となっていて、職場の環境を悪くさせているのです。やはり、正規教員を増やしていくことと併せて、それを補充する形で、非正規での期限付の雇用で補充するというをやっていないと、どんどんと期限付を増やすという結果になっては本当に職場は大変になるというふうに考えますし、子どもたちにとっても非常に不安定な状況が生まれるというふうに指摘せざるを得ません。ここのところはしっかりと改善していくということが必要だと考えております。

それから、教職員不足の中で、道は、未配置を放置する一方で、勧奨退職で、今年度末、高校で21人、特別支援で16人の退職を勧めております。

教職員の不足を回避しようとするのであれば、勧奨退職は今必要なのでしょうか。就業継続を進めるよう見直すなど、教職員確保を最優先とする対策へ転換すべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤禎洋委員長 教育部長北村英則君。

○北村教育部長 勧奨退職についてであります。勧奨退職は、職員の新陳代謝を促進し、組織の活性化と公務能率の増進に資するため実施しているものであり、効果的な人事施策を行うために必要なものと考えております。

また、退職を控えた職員の多様なライフプランを支援するための選択肢の一つとしても、引き続き必要な施策であると考えておまして、勧奨退職により欠員が生じることのないよう、希望する教員の見込み数を的確に把握し、採用計画に反映するなど、引き続き、適切な人事管理に努めてまいります。

○真下紀子委員 私は、勧奨残留という制度もつくってほしいというふうに思いますよ。

欠員が出ていないならそういう答弁でも構いませんけれども、実際には欠員が生まれているわけですから、ここのところはよく説得と納得で残留していただけるように、道教委としても努力をしていただきたいと思います。

これまで、教員不足には、例えば、免許更新制による免許失効者の増加などの影響もあったものと考えられますけれども、教員免許更新制の廃止を踏まえ、今後どのように取り組むのか、伺います。

○立花教職員課長 免許更新制についてであります。昨年7月に教員免許更新制が発展的に解消されたことにより、旧制度の下で教員免許を失効された方や、免許がいわゆる休眠状態にある方につきましても、欠員の解消に向けた貴重な人材になり得るものと考えております。

更新制の廃止に伴い、教員免許を失効された方は、再授与の手続を経た上で、また、休眠状態の方は、手続不要で任用が可能でありまして、道教委では、こうした取扱いについて、ホームページ上での周知や教員募集のリーフレットへの掲載に加え、大学に対しては、卒業生への情報提供を依頼してきました。

引き続き、市町村教育委員会や大学などの関係機関の協力も得ながら、こうした情報がより多くの教員免許所有者に届きますよう、工夫しながら周知してまいります。

○真下紀子委員 道教委のネットワークを通じて、個別にアプローチできるように実態把握して対応していただきたいということを申し上げておきます。

次に、免許外教科担任についてですけれども、中学校、高校では、専門教科を学ぶことは人格形成においてとても重要です。ところが、北海道は、無免許と言われるような、専門免許を持たずに教科担任をさせられている免許外教科担任の許可件数が全国最悪であります。

未配置を解消できない教員不足の要因の一つではないかと考えますけれども、教育環境の最も重要な教員の専門性を発揮する授業を提供していないのは道教委の怠慢であります。改善しているのか、教員免許は研修で代替できる程度の専門性なのかということをお聞きしておきたいと思えます。

○谷垣教職員局長 免許外教科担任についてでございますが、教員免許制度は、質の高い教育の提供を教員の資質、能力の面から制度的に担保するものでございまして、免許外教科担任は、その例外として抑制的に用いるべきものであることに加え、専門以外の教科の指導は教員にとって大きな負担を伴うものと考えております。

小規模校が多い地域性から、本道では、他都府県と比較し、免許外教科担任が多くなっておりますが、これまで、加配教員や非常勤講師の活用のほか、複数免許所有者の効率的な配置や複数校での兼務など、人事配置上の工夫をしながら、その解消に努めてきておまして、平成29年度は1066件であったものが令和3年度には815件と、近年、免許外教科担任は減少してきております。

道教委といたしましては、引き続き、その解消に努めますとともに、許可する場合にあっては、教科指導に必要な専門性を補えるよう、研修や指導主事による助言などの支援策を講じるなど、教育の質の確保と教員の負担軽減に努めてまいります。

○真下紀子委員 815件残っているわけですから、胸を張って答えられる状況ではないと思えます。解消した時点で胸を張って教えてください。

さきに紹介した佐久間教授は、教員未配置は、正規教員の採用抑制という政策的な要因で起きている問題であり、公教育の学びを守るためにこの問題に立ち向かわなければいけない時期に来ていると指摘しております。そのとおりだと思います。

教員の未配置問題は、教職員の働き方が改善されず、成り手不足の象徴となっているとも言えます。公教育の役割を果たしていく責任がある道教委においては、未配置問題を軽く考えているのではないかと感じますけれども、欠員の解消を先延ばしにしてはなりません。何としても解決すると言明できるのかどうか、お聞きします。

○倉本教育長 今後の取組についてであります。子どもたちの豊かな学びを保障する上で、その直接の担い手となる優秀な教員を確保することは何よりも重要であり、欠員の解消は最優先で取り組まなければならない課題と認識をしております。

道教委では、これまで、様々な媒体の活用による教員の募集に加えまして、市町村教育委員会や大学などの協力による潜在的な人材の発掘などにより欠員の補充に努めてきておりますが、い

【第2分科会 7月11日 第4号】

まだその解消に至ってはならず、さらに取組を強化していく必要があります。

道教委といたしましては、これまでの取組の成果や課題などを検証しながら、より実効性のある取組を推進するとともに、働き方改革の取組をさらに加速させ、教員がその意欲と能力を最大限に発揮できる職場環境づくりに努め、教員の確保に全力で取り組んでまいります。

○真下紀子委員 魅力ある職場だと胸を張って答えられるようになって、ぜひ、教員の欠員を解消していただきたいと思います。

次に、校則の見直しについてです。

2021年の一般質問で、校則の実態調査を基に見直しを求めた結果、全校で見直しが加速しているものと承知をしております。

道教委は、2021年、2022年と連続して校則見直しの調査結果を明らかにしており、私はそのたびに質問してきました。見直しの結果、全校で地毛証明の提出を求めない、ツーブロックなど特定の髪型を禁止しない、校則をホームページに公表するなど、大きな変化ももたらされまして、子どもたちにも喜ばれています。

校則見直しによる子どもたちの変化についてどう把握しているのか、まず伺います。

○佐藤禎洋委員長 生徒指導・学校安全課長大槻直広君。

○大槻生徒指導・学校安全課長 校則の見直しによる生徒の状況等についてであります。令和3年12月に、各道立学校に対し、校則見直し等に関する通知を発出し、その後、生徒が主体となり、校則の見直しを進めた学校においては、例えば、生徒が自ら校則を見直すための委員会を立ち上げた事例や、生徒同士で校則について意見を出し合い、頭髪や服装検査を教職員が行う方法から生徒同士で行う方法に改めた事例があるなど、生徒が学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、生徒自身が校則の根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった行動が見られるようになったケースがあります。

○真下紀子委員 全部が全部そうになっているわけではないのですけれども、非常に前向きな変化が見られているということです。しかし一方で、課題も多く残っています。

今年も調査を行っているとは承知してはいますが、調査においてどのような点に留意されたのでしょうか。

○大槻生徒指導・学校安全課長 本年度の取組についてであります。道教委では、道立学校に対し、生徒指導に関わる各種会議や校長会議等を通じ、校則の内容が生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況などを踏まえたものになっているか絶えず積極的に見直すこと、校則の見直しや運用について、全教職員の理解を深め、生徒に意見を聴取するなどの必要な取組を進めることなどを指導助言しており、本年度は、各学校における校則を見直す際の手続や、生徒が主体的に校則の見直しに参画した取組事例について把握することとしております。

○真下紀子委員 私は、十分に頑張っている学校の事例を紹介するのも大事だと思うのですが、やっぱり、困難なところもあると思うので、そうしたところの状況も把握していただきたいと思うのです。

昨年の質問で、点検は行ったが見直しをしなかったが49校ないし40校ありました。校則の見直しの手続について、生徒や保護者に周知していないが37校ありました。不断の見直しが必要だとする道教委と繁忙な現場では、認識に差があるのではないかと考えます。

学校は、生徒も職員も、一度として同じ状況ではありませんよね。ブラック校則と言われる事態が幾分改善されてきたとはいえ、教育長が言うとおりに、絶えず積極的に取り組む教育課題としてまだ現存しているわけです。一過性にとどまらず、見直しが進むように取り組む必要があるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤禎洋委員長 生徒指導・学校安全担当局長伊藤伸一君。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 校則の見直しについてであります。学校を取り巻く環境や児童生徒の状況は絶えず変化するため、校則は、児童生徒の実情、地域の状況、保護者の考え方、社会の常識などを踏まえたものになっているか、不断に見直すことが必要であり、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性に関し、学校と児童生徒、保護者との間において共通理解を持つことが重要です。

道教委といたしましては、引き続き、各学校での校則の見直しに関する取組状況を把握するとともに、校則の見直しの手続や、生徒、保護者の参画など、各学校が自校の実情に応じて適切に見直しを図るよう指導助言してまいります。

○真下紀子委員 社会の常識というものも変化してきていますので、そうしたことも含めてよく話し合う必要があるというふうに思います。

2022年の調査では、校則を見直す意義について、教職員間の共通理解を得ることに時間を要しているとされていたのですけれども、その後どう取り組んで、その結果、効果を得られたのかどうか、伺いたいと思います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 教職員間の共通理解についてであります。道教委では、全ての道立学校を対象に、令和4年5月から6月にかけて実施した校則の見直し等に関する取組についての調査結果を通知し、全教職員の理解を深めるよう指導いたしました。その後においても、学校によっては、校則を見直す意義などについて、教職員間で十分な共通理解が図られていない状況もあります。

このため、毎年度実施する各管内での生徒指導連絡協議会において、各学校の生徒指導担当教員等を対象に、校則の見直しに当たっては、生徒が話し合う機会を設けたり、保護者から意見を聴取したりする機会を設ける仕組みを運用することに関し、その意義についての理解を深め、各学校において取組が促進されるよう指導助言しております。

○真下紀子委員 2022年10月の予算特別委員会で、道教委は、児童生徒の権利を尊重した内容になるよう指導したと答えていたわけです。ところが、そうでない実態が寄せられました。

髪型というのは、個人の価値観、表現の自由によるところが大きいわけですが、今も、入学後、髪カラーで髪の色をチェックしている高校があります。それから、縮毛の生徒は、髪を伸ばして引っ張って、長いということで、カットするように指導されたなど、不合理な実態の相

談がありました。

校則の見直しと生徒指導の在り方、ここに今も乖離があるのではないかというふうに考えるわけですけれども、道はこうした実態を把握しているのでしょうか。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 校則に関する指導についてであります。生徒指導は、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと自発的、主体的に成長や発達する過程を支える教育活動であり、こうした生徒指導の狙いを各学校に浸透できるよう、道教委といたしましては、校則に基づく指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切に指導するとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、自主的に守るように指導することや、教員が、形式的に規則にとらわれて、規則を守らせることのみ指導になっていないか、注意を払うことなどについて指導助言しております。

○真下紀子委員 先生のほうも大変だと思うのですよ。でも、やっぱり、お互いに話し合っただけで共通理解を深めながら進めていくしかないのかなというふうに思いますので、よく実態を見ていただきたいというふうに思います。

校則は、健全な学校生活を営み、成長していくための行動指針だと道教委は述べているわけですが、生徒との共通理解がなければ押しつけと取られかねません。健全性とは何かということも具体的に示して、共通理解に向けてどう取り組んでいくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 校則等についてであります。校則は、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針であって、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものであり、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているものは見直す必要があると考えております。

道教委といたしましては、各学校において、健全な学校生活を送る上で必要かつ合理的に定められる校則の内容やその運用に関し、生徒が話し合う場や保護者の皆様から意見を聴取したりする機会を設けるなど、校則の必要性や合理性などについての共通理解が促進されるよう指導助言しているところでございます。

○真下紀子委員 必要かつ合理的な範囲内とはどういうことかということ具体的に共通理解しなければならぬというふうに考えます。課題の一つだというふうに思います。

私は、校則を調べていく中で特に気になったのが、華美な髪型、華美な下着などは認めないというわけですが、これはなぜなのでしょう。また、華美というものの基準とは何なのか、合理的な理由があるのか、伺いたいと思います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 校則の基準についてであります。校則は、学校が教育目標を達成するため、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律について、社会環境や児童生徒の実情を踏まえ、必要かつ合理的な範囲内において定めるものであります。

現在、髪型や服装の基準の見直しを行っている学校の中には、生徒自らが校則の内容についての考えを意見書にまとめ、その後、進学先の大学や企業からの助言などをもらいながら校則の見

直しに取り組んでいる事例もあり、そうした多様な考え方の中から、自校の実情に合った合理的な基準等を形成することが大切であります。

○真下紀子委員 これまでの伝統だとか誇りだとか、そういうものに縛られることなく、その時代を生きている子どもたちらしさというものが、改めて、これからの時代の学校らしさをつくっていくものだと思うのです。ですから、らしさを押しつけるのではなくて、生徒の判断に委ねられる指導をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

児童生徒が萎縮することなく意見を述べることができ、生徒と教職員が互いにリスペクトしながら、生徒の能力をさらに引き出し、成長につなげることができているのだろうかというふう考えております。

生徒の価値観も多様となって、育ちの環境も学習環境も全く異なる生徒たちを前に、学校教育に携わる教職員の努力は並々ならないというふうに考えますが、生徒指導はどう見直されているのか、伺います。

○伊藤生徒指導・学校安全担当局長 生徒指導の見直しについてであります。昨年12月に改定された生徒指導の基本書である生徒指導提要では、生徒指導を、自発的、主体的に成長や発達する過程を支える教育活動と示されていたことに加え、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身につけることを支える働きと示されました。

このことから、これまでの生徒指導と比べまして、児童生徒の発達を支える働きが重要視される、言わば、させる指導から支える指導へと見直されたものと考えております。

○真下紀子委員 しかし、実態はそうになっていないのですよね。

ある高校では、生徒は、常に就職試験や検定試験に臨むような緊張を日常的に生徒指導の下で強いられているという状況があります。しかし、それが学校なのでしょう。思春期の子どもたちが学びとともに経験を積み、人格を完成させていく上で、遊びやリラックス、学校においても緊張から解放される時間が必要ではないかと考えます。

過度な競争的環境の改善について、国連から何度も勧告を受けている日本の国で、2022年は514人もの子どもが自ら命を絶っていると聞いて、私は愕然としました。生徒指導の在り方についても、校則の見直しと同様、見直していくべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○山本学校教育監 生徒指導の在り方についてであります。近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化をする中、生徒指導をめぐる状況も変化していることから、国は、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性などを再整理するとともに、今日的な課題に対応するため、生徒指導提要を改定しました。

道教委としても、昨年6月にこども基本法が成立し、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保が法的に位置づけられたことなど、こうした国の動きを十分に踏まえ、各学校において、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと自発的、主体的に成長や発達する

過程を支える教育活動が展開されるよう、本道における生徒指導の改善充実に向け、各学校と連携協力しながら取り組んでまいります。

○真下紀子委員 校則は最終的に校長が定めるものではありませんけれども、教職員のほうも、心にゆとりを持った職場環境になっていないと、なかなか子どもたちの意見も受け止められないような状況もあると思うのですね。ですから、お互いに学校の中で話し合える環境をつくるということは非常に重要ではないかと思えます。

また、児童生徒が、声を上げれば校則は変えられるのだと、同時に、変えるための努力を経験する大事な機会だと私は考えております。

自己肯定感を高め、過ごしやすい学びの場となって、教育効果が高まるように今後の取組を求めたいと思えますけれども、教育長の見解を伺います。

○倉本教育長 校則の見直しに関し、その教育効果などについてであります。校則は、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として校長が定めるものであります。その見直しの過程において、生徒や保護者の方々の意見を聞くことは、生徒一人一人が校則を自分のものとして捉え、また、生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった主体的、自立的に行動することができる態度を育成するなどの教育的な効果があるものと考えております。

道教委といたしましては、各道立高校の状況に応じて取組が一層進むよう必要な指導を行うほか、生徒一人一人の人権や個性が尊重され、よりよい学校生活を送ることができる体制づくりを支援してまいります。

○真下紀子委員 道教委からの指導も、管理的な指導ではなく、教育的指導にさせていただくに求めておきたいと思えます。

最後に、学習権の保障等について伺います。

虐待や触法行為などによって、児童相談所や里親などに委託する一時保護の子どもたちが年間1500人を超えています。一時保護所で保護する児童は、2021年度で977人となり、毎年、1000人近くとなっている状況です。

基本は、児童相談所職員が、行動観察や生活指導のほか、学習指導も行っていると聞いております。そうはいつでも、私は、児童生徒の学習権の保障が必要だという考えから、一時保護所の子どもたちにどのような対応がなされているのか、伺いたいと思えます。

○大槻生徒指導・学校安全課長 児童生徒への学習指導などについてであります。児童相談所などに一時保護されている児童生徒の中には、学習をするだけの精神状況にないケースや、授業を十分に受けていないため、基礎的な学力が身につけていない児童生徒がいることから、個々の状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要であり、在籍校と一時保護所が緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効かを協議し、一日の過ごし方としては、例えば、学習支援やスポーツなどのレクリエーション、読書や音楽鑑賞などをしております。

なお、一定の要件を満たす場合には、指導を受けた日数を、指導要録上、出席扱いとするなど

の対応をしております。

○真下紀子委員 指導要録上、出席扱いとなるような教育環境になければならないということだと思っております。だから、なおのこと、教育の充実における学校や教育委員会の責任が高まっていくのではないかと考えます。

一時保護の担当エリアというのは、非常に広大です。例えば、旭川市の児童相談所には、上川・宗谷管内の全域が対象となって、一時保護されます。これまでの学校には、お別れの機会もなく、通学できなくなる例もあるというふうに承知をしております。

学習については、在籍校からテキストなどの提供などがあったというふうに承知をしておりますが、1人1台端末の時代、遠隔地の一時保護所でも、本人が希望すればホームルームや授業に参加できるような取組も必要ではないかと考えます。

これまでの実績があったら、御紹介いただきたいと思います。

○大槻生徒指導・学校安全課長 遠隔授業についてであります。道の関係部局によりますと、道内の児童相談所において、一時保護の間に、在籍校からのオンライン配信を受け、授業に参加した事例があったと聞いております。

○真下紀子委員 事例があったということですが、ほとんどないわけですよ。ほとんどないのです。だから、やっぱり、教育のほうからアプローチしていただくことが重要だと思います。

単に、勉強だけでなく、一時保護された子どもはスマホも持てないようなので、学校や生徒同士とのつながりも断たれてしまうこともあると推測されます。

学習権とともに、子どもの成長を見守る学校の何らかの対応が必要ではないかというふうに考えて今回質問させていただきました。ただ、私もちょっと思慮が浅かったのかもしれませんが、子ども、一時保護を知られたくないお子さんもいらっしゃるかもしれません。だから、子どもの状況をよく把握して、考えを聞いた上で対応しなければならないということは重要だというふうに感じました。

子どもたちの人生の中で、学校がどんな思い出となるのか、想像はちょっとできないわけですが、教育現場としての学校の役割をいま一度考える機会にさせていただきたいと思います。

改めて、一時保護された児童生徒への対応を検討していただきたいと考えているところですが、教育長の見解を伺います。

○倉本教育長 児童生徒への対応についてであります。厚生労働省の児童相談所運営指針や一時保護ガイドラインでは、一時保護所への入所時には、子どもたちは精神的に不安定な状態になっている場合が多く、心理的ケアを行うなどにより安定した生活を送れるよう配慮することや、個別対応しなければならない事例の場合、個別対応プログラムをつくり、対応することとされております。

道教委といたしましては、児童生徒がこうした考え方の中で一時保護されていることを踏まえ、児童生徒の学習機会の充実に向け、児童相談所と在籍校が十分に連携協議をし、一人一人の子どもたちの状況に応じて適切に対応していけるよう、関係部局と連携をし、市町村教育委

【第2分科会 7月11日 第4号】

員会や関係機関に働きかけてまいります。

○真下紀子委員 先ほどの白川委員の質問に対して、教育長は、いづどこに住んでいても健やかな成長につながる学習環境が整備されるよう取り組むと答えていらっしゃいました。一時保護された子どもたちも、それから、先ほど申しあげました特別支援教育の中で寄宿舎で過ごしている子どもたちにも、そうした教育が保障されるように一層の尽力を求めて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○佐藤禎洋委員長 真下委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、教育委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤禎洋委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○佐藤禎洋委員長 本分科会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

活発な議論をいただきながらも全日程を終了できましたことは、鈴木一磨副委員長をはじめ、委員の皆様、さらには、理事者の皆様のおかげと大変感謝を申し上げます。ありがとうございました。

また、特に、朝早くから夜遅くまで準備していただきました議事課の皆さんにも改めて感謝を申し上げ、委員長を退任する上での御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

これをもって第2分科会を閉会いたします。（拍手）

午後4時34分閉会